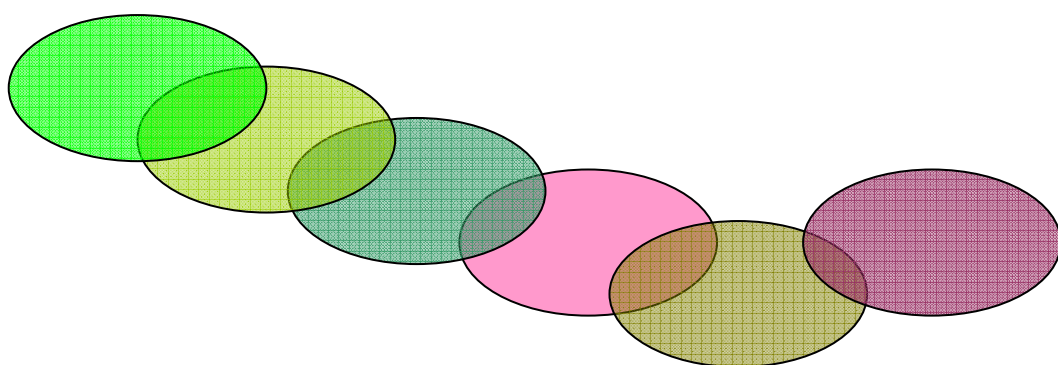
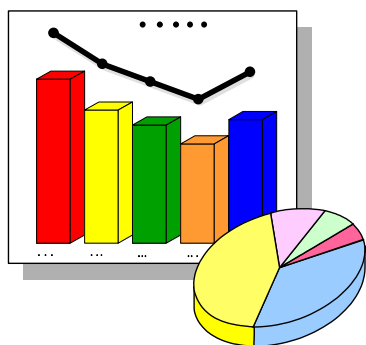


アウトソーシング基本方針



本方針は、国分寺市が進めるアウトソーシングに関する基本的な考え方と今後の方針を定めたものです。今後は、この方針に基づき、各部で具体的な実施計画を策定し、アウトソーシングを推進するものとします。



平成 22 年 1 月

国分寺市

国分寺市政策部・政策経営課

目 次

自治体を取り巻く環境の変化	1
アウトソーシングの必要性	1
1. アウトソーシングの定義	1
2. アウトソーシング推進の背景	2
3. 国分寺市のアウトソーシングの現状	4
4. 国分寺市行政改革プランとの関係	4
5. アウトソーシングにより期待される効果	5
6. 推進していく上での課題	6
アウトソーシング推進の基本的考え方	6
1. 検討の対象となる業務の考え方	6
2. 採用すべき具体的手法	8
3. 推進に当たって留意すべき事項	10
市民活動団体等との協働の積極的推進	12
アウトソーシング実施後の効果の検証	13
アウトソーシング実施計画の策定方針	14
資料	
資料 1 決算に占める委託料の推移	15
資料 2 職員数（正職員・嘱託職員・臨時職員）の推移	16
資料 3 公の施設の指定管理制度導入の状況	17
資料 4 民間委託の現状	20
資料 5 行政改革の位置づけとアウトソーシングの関係	22
資料 6 市場化テストの適用業務	25

地方自治体を取り巻く環境の変化

少子高齢化の進展、急激な金融経済情勢や雇用情勢の悪化などにより、社会経済動向は、先行きの不透明感が強く、市民の生活不安が強まっています。

地方財政を取り巻く環境は、国全体の税収入の落ち込みや、三位一体の改革の影響により、厳しい状況が続いています。財政運営は、基礎的サービスの財源を臨時財政対策債の増発によらなければならない、その結果、公債費の増加が財政を圧迫するという悪循環に陥っています。

自治体によっては、財政破綻により市民サービスや行財政運営に大胆な改革を余儀なくされるケースも発生し、これを契機に自治体の行財政運営に対する市民の関心が高まっています。

地方分権改革の推進によって、地方自治体の自己決定権は拡大し、自らが多様化する市民ニーズに対応していかなければならない時代に移行しています。また、国の構造改革の流れにより、公共サービスにおける民間活力の導入が推進されています。

このような中で、近年、地域の団体・NPOや民間企業などがまちづくりへの参加意識を高めています。これまで主に行政が提供してきたサービスを、地域の多様な担い手と行政とが、目標を共有し、互いに対等の立場で、連携・協力してより良いサービスを提供しようとする流れが構築されてきています。

アウトソーシングの必要性

1. アウトソーシングの定義

アウトソーシングとは、一般的に「外部委託」と説明されていますが、自治体の実務に置き換えた場合、単なる委託だけではなく、指定管理者制度など多様な形態があります。

また、広義には、業務上必要とする資源やサービスを外部から調達すること。狭義には、業務過程の一部を外部に委託すること。と説明されています。

いずれの解釈においても、アウトソーシングを実施する側は、自身の業務の効率化を目的に、自らの中心的業務に経営資源を集中し、外部活用をした方が効率的であるもの、専門的であるものなどをアウトソーシングするのが有効であると考えられます。

また、推進するに当たっては、的確なコスト管理体制の確立、活用する側の内部統制の確立、個人情報など情報管理体制の確立、サービス水準

の適正管理、などの課題が指摘されています。

アウトソーシングの実施に当たっては、これらの課題を明確にし、その課題を解決するための方策を講じておくことが必要です。

以上のことを踏まえ、国分寺市の本方針におけるアウトソーシングは次のように定義します。

国分寺市が基礎自治体として提供するサービス及びその関連内部事務において、外部が有する専門性や機動性、ノウハウに委ねた方が、コストパフォーマンスが図られ、さらに市民満足度の向上が図られる可能性のある事業について、その業務を外部に委ねることをいう。

外部とは、株式会社等の民間企業・社会福祉法人・財団法人・社団法人・学校法人・NPO法人・市民活動団体などをさす。

2. アウトソーシング推進の背景

基礎自治体が市民サービスを提供するに当たっては、従来手法では、その「質及び量」の確保に限界が来ています。つまり、市民サービスの拡大は、時として財政規模の拡大につながり、財政の限界からサービスの「質及び量」の確保が制限を受けることとなります。

このような現状に至った背景は、国・地方の経営資源の制約、市民ニーズの多様化・高度化、公共サービスへの事業者等（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体）からの期待の増加、があげられます。

その結果、資源の限界の中で、市民サービスの継続・充実を図るには、官と民の役割を見直すとともに、自治体内部の業務の見直しを進め、積極的なアウトソーシングを推進することが必要になっています。

以上の関係は次ページのようになります。



背景 1	背景 2	背景 3
経営資源の制約	ニーズの多様化・高度化	公共サービスへの事業者等からの期待の増加
少子高齢化による人口減少 国と地方の借入金の増加 国民負担の増加に関する制約	保育・子育てサービス 介護サービス 医療サービス 安全・安心に係るサービス等	公共サービスへの民間参入 企業の社会的責任 専門性の提案 コストパフォーマンス

行政が市民ニーズに対応していくことの限界
(質及び量)



官と民の関係を見直すことが必要

行政からの直接のサービス提供を見直し、民間活力の活用によるサービス提供の可能性を検討。積極的なアウトソーシングにより多様化・高度化した市民ニーズに対応することが必要。

国分寺市の将来像である「健康で文化的な都市 住み続けたいまち、ふるさと国分寺」を名実ともに実現していくためには、市が自立するための財政基盤を確立させ、持続可能な行政運営を行うことが重要です。

そのため、行政のスリム化による簡素で効率的な行政運営の実現が求められています。

市の財政は、非常に厳しい状況にあります。財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成 19 年度決算は 99.8%で硬直化を現し、今後の財政負担となる地方債償還額は利子を含めて約 675 億円で、毎年度 60 億円以上の償還が必要となっています。

こうした中で、少子高齢化に対応する社会福祉施策の充実や、道路・再開発といった都市基盤整備などの課題に加え、市民生活の安心・安全への対応など、厳しい財政状況の中で取り組むべき課題は山積しています。

そのため、市の業務を見直し、市が直接実施すべき分野を明確にすることで、職員や財源など限られた経営資源の有効活用を図る必要があります。

このような国分寺市の現状からみても、公共サービスにおける行政と民間との役割を見直し、積極的にアウトソーシングを推進しなければなりません。

3. 国分寺市のアウトソーシングの現状

国分寺市では、これまで清掃・警備委託など公共施設の管理業務の一部や電算処理業務、調査、設計、測量業務など、古くからそれぞれ専門の業者に委託して業務を行ってきました。平成 21 年度一般会計当初予算においても、委託料の予算額は約 54 億円で一般会計予算総額の約 15% を占め、多くの委託事業を実施しています。…資料 1 「決算に占める委託料の推移」

同時に、職員の削減に取り組んできましたが、業務のアウトソーシングの推進とセットでの取り組みが遅れたため、結果として、嘱託職員及び臨時職員の増加につながっているとの反省があります。…資料 2 「職員数（正職員・嘱託職員・臨時職員）の推移」

公の施設の管理運営については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、自転車等駐車場、体育施設、福祉施設など多くの施設で活用しています。また、可燃ごみ収集、公設民営保育園の運営、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの運営など業務委託を行っています。…資料 3 「公の施設の指定管理制度導入の状況」…資料 4 「民間委託の現状」

このように、施設維持管理業務や定型的又は専門的な業務などについて委託化を進めてきましたが、今後はさらに、市が直接実施している業務についてアウトソーシングの可能性を検討する必要があります。

4. 国分寺市行政改革プランとの関係

市は、基本構想の中での行政運営の理念として、「行政改革を推進し、市民に信頼される行政運営」を掲げ、分権化時代に即した行政改革プランを策定し、行政運営の改革を進めることで自立した自治体を目指しています。

平成 19 年 8 月に「国分寺市行政改革プラン（第三次行政改革大綱）」を策定し、「持続可能性のあるまちの実現」、「市民満足度向上の実現」、「市民参加と協働が推進されるまちの実現」の 3 つの基本的考え方の下、行政改革に取り組んでいます。

この行政改革プランは、平成 19 年度からスタートした「第四次長期総合計画」の「基本計画（行政経営編）」として、長期総合計画に位置づけられた目標を達成するための行政経営の指針となるものです。

行政改革プランには、分権化時代に対応した行政の経営力の強化のため、スリムな組織を実現し、業務のアウトソーシングが進んでいることを行政改革の方向性のひとつとして設定しています。

また、行政改革の具体的方策として、指定管理者制度の導入の拡大推進、市場化テスト導入のための基本方針策定やPFI手法の活用の検討など、経営的視点による新制度の導入及び、業務のアウトソーシングの推進による定員管理を掲げています。以上の資料…資料5「国分寺市の行政改革の位置づけとアウトソーシングの関係」

5．アウトソーシングにより期待される効果

市が行う市民サービスは多種多様なものがありますが、その内容によっては、必ずしも市が直接提供するよりも、民間事業者・公益法人・市民活動団体等にサービスの提供を委ねる方が、より効果的に業務を進めることができるものがあります。

アウトソーシングにより次のような効果が期待できます。

市の経営資源の重点配分

市の管理下にある、財産、財源、人材の経営資源を有効活用することが求められます。このような資源を民間経営手法によって活用することでコストパフォーマンスが図られ、また、限られた人員を市の重要課題に重点的に配置し、市民ニーズへの的確・迅速な対応を図ることができます。

税の使途に関する説明責任

市民からお預かりした税は、効率・効果的にサービスに転換していくことが必要です。このプロセスや結果を説明することを「アカウントビリティ」と言います。アウトソーシング推進の検討過程においても「アカウントビリティ」を意識しながら対象事業における行政の役割と執行責任を明確化することにより、透明性が図られます。

市民サービスの向上

多様な市民ニーズに的確に応えるために、民間等が有する専門性や機動性、ノウハウを活用することで、より質の高いサービスを提供し、市民満足度の向上が実現できます。

6．推進していく上での課題

アウトソーシングを推進していく上では、業務の現状把握を十分に行い、アウトソーシングの範囲や達成すべき水準を明確にすることによりサービス水準の維持・向上を担保する必要があります。

また、民間と市とのそれぞれの責任の範囲を明確にするとともに、行政内部に蓄積すべき知識、技術等のノウハウや市民意向などの情報は、常に維持、継承、更新を図り、市の管理監督等が適切かつ効果的に行われるようにしなければなりません。

具体的には第三章において、「推進に当たっての留意すべき事項」としてまとめます。

アウトソーシング推進の基本的考え方

1. 検討の対象となる業務の考え方

対象業務の抽出に当たっては、すべての業務を検討対象とし、なぜアウトソーシングができないかの合理的理由を明確化するものとします。

アウトソーシングを推進する際には、行政と民間の役割について十分検討し、明確にする必要があります。そこで、次のような視点により役割の明確化を図ります。

行政が行うことが有効であると考えられる業務	
ただし、業務本体はアウトソーシングの対象とならない場合であっても、受付窓口業務など、周辺の関連業務については、アウトソーシングの検討対象とする。……資料6「市場化テストの適用業務」	
法令等により市が直接実施しなければならないもの	戸籍、印鑑証明等
許認可など公権力の行使にあたるもの	税の賦課、税減免決定、老人保健や障害等の受給資格認定、農地転用許可、開発許可、産業廃棄物処理業許可等
政策判断を伴うもの	予算編成、人事異動、各種計画決定等
その他	外部委託等を行うことにより、サービスの公平・公正さを損なう恐れが大きい場合や、重要な個人情報扱う場合など

アウトソーシングが可能と考えられる業務	
定型的業務	定期的、大量業務で、委託により行政運営の効率化や経費の削減等が期待できるもの
専門的業務	高度な技術、専門的な知識を必要とする業務で、民間の専門的な能力を活用した方が効率的なもの
代替可能業務	民間の企画、構想力、ノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できるもの
施設管理運営業務	公の施設や庁舎等の管理運営で、委託により弾力的、効率的な運営が期待できるもの

アウトソーシングが可能と考えられる業務について、最少の経費で最大のサービスを提供することを主眼に、次の視点により期待される効果を明確にすることとします。

アウトソーシングにより期待される効果の視点	
業務効率の向上	専門的な知識、技術、設備を持つ民間の活力を導入することで、事務処理等の迅速化や業務効率の向上が期待されるか
コスト縮減	特定の業務を専門的かつ集中的に行っている民間企業等に委託することで、コスト縮減が期待されるか
サービス水準の向上	民間の持つノウハウを活用することで、利便性の向上、サービス内容の充実等が図られ、サービス水準の向上が期待されるか

2. 採用すべき具体的手法

アウトソーシングの手法については、どのような手法が適切であるか、業務の内容や手法の特性に応じて検討することとします。

主な手法については次のとおりですが、民間広告収入による「暮らしのガイド」無料作成と配布など、より斬新的な手法についても情報収集に努めるものとします。

指定管理者制度

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することで、市民サービス向上や経費削減等を図るために、NPO団体や民間事業者等を含む幅広い団体に、施設の管理運営を行わせる制度です。

公の施設の管理は、平成15年の地方自治法改正により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要であると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって市が指定するものに、公の施設の管理を行わせることができることとされ、この指定するものを「指定管理者」といいます。従来、公の施設の管理委託先は市の出資法人等に限定されていましたが、法改正により、公の施設の管理を民間事業者等に行わせることが可能となりました。市は、平成17年8月に「指定管理者制度に係る基本方針」を策定しています。公の施設は、この基本方針に基づき、指定管理者か直営のどちらか一方を選択して運営することとなります。

PFI (Private Finance Initiative)

PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や能力を活用することで、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的に、行政サービスを提供する手法です。国は、PFI事業の円滑な実施のため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年9月施行)及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月総理府告示)を定めています。

PFIは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を一体的かつ長期的に亘って民間に委ねるため、事業の計画段階から終了までの事業期間全体のライフサイクルコストの縮減が図られるとともに、公共施設等から提供されるサービスの質の向上が期待できます。今後、公の施設の建て替え時などに検討することとします。

市場化テスト

市場化テストは、「官民競争入札」とも呼ばれ、行政が実施する公共サービスの提供について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた主体が、そのサービスの提供を担うとする手法のことをいいます。従来は官が当たり前のように提供してきた公共サービスの分野に競争環境を作り出すことは、行政職員の危機意識の醸成にもつながり、組織全体のサービスの質の向上や業務効率化が期待できます。

市場化テストが対象とする業務は、民間事業者の創意工夫が発揮されることにより、サービスの質の向上や経費節減が図られることが期待できる業務が位置づけられ、市による公共サービスの実施が法令で義務付けられていない業務については、地方自治法に基づき、市が所要の規則等を定めて実施することができます。法令等の規制により市による実施が義務付けられている業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年7月施行)で法令の特例が定められ、その業務(特定公共サービス)のみ、同法に基づいて実施することができます。

民営化

民営化は、実施主体を市から民間企業等に包括的に移管し、公共サービスを提供することをいい、公設民営方式(行政が建設した施設を民間企業等が運営する方式)などが該当します。

市が行うサービスには、民間の持つ専門性、経営能力、技術的能力等を活用することにより、市が提供するよりも民間がサービスを提供するほうが、コストも含めサービスの向上が期待できるものもあります。

民営化の実施に当たっては、市民や利用者等に対する情報の提供や意見聴取など、民営化に対する理解を得る必要があります。また、サービスの質や量、コスト、受益者負担の程度、業務遂行能力など事業者としての適格性など、以下の視点を備えているかについて十分な検討を行う必要があります。

- イ． 法令等の改正や市民ニーズ等の変化により、行政自らが提供主体となる必要性がなくなっているもの、又は薄れてしまっているもの。
- ロ． 地域において民間市場が既に成熟しており、行政がサービス提供主体から撤退しても、市民に対する十分なサービスの量や質が維持、確保されるもの。

民間委託

民間委託は、市が行政責任を果たすうえで必要な監督権などを留保したうえで、その業務の全部または一部を民間企業や外部の団体、個人等に委ねることをいいます。民間委託は、定型的又は専門的な業務などを対象に従来から実施していますが、以下の業務については、民間委託が可能となります。

- イ．同種の処理を定型的に行う業務や大量に行う業務で、マニュアル化等により、市が直接行う場合と同種の成果が得られるもの
- ロ．高度な技術、技能や専門的知識を必要とするもの、民間における技術革新のスピードが速いもの
- ハ．時期的に集中して発生する業務で、常時一定の職員を配置する必要がないもの
- ニ．民間の企画、構想力、ノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できるもの
- ホ．主に現場で専門化された労務作業を行うもの

3．推進に当たって留意すべき事項

アウトソーシングの推進は、行政の責任を放棄するものではありません。市全体の市民サービスの水準が維持され、なおかつ税を効率的にサービスに転換する仕組みが確立されなければなりません。

そのため、業務を丸投げするのではなく、実施に当たっては、以下の留意点を明確にし、企画書、提案書、仕様書、募集要項、プレゼンテーション、協定書・契約書の締結などに盛り込むものとします。

サービス水準の適正管理

アウトソーシングの実施により、サービスの低下があってはなりません。仕様書等に、達成すべきサービス水準を可能な限り具体的に明示し、サービス水準の確保、向上を図ることとします。また、業務の実施過程においては、定期的にモニタリングを実施し、サービスの低下が明らかな場合には適切な指導を行うこととします。年度の区切りなど業務の終了時には、評価を実施し次年度以降にその結果を反映します。

的確なコスト管理体制の確立

アウトソーシングの実施により、人件費や物件費等のコストが削減され、経済性が期待できるものでなければなりません。そこで、業務の種類、性格、内容に応じ、市場の動向を調査するなどし、適正な見積額を算定することとします。また、年度の区切りなど業務の終了時には、評価を実施しコスト比較を明確にする管理体制を整備します。

資源（人材・財産）の有効活用

アウトソーシングの実施により生じる資源（人材・財産）は、必要に応じて、市の重要課題解決に振り向けることなど、有効活用を図らなければなりません。特に、組織機構の検討と職員数適正化計画との連携を図り、人材の適正配置に努めることとします。

個人情報など情報管理体制の確立

アウトソーシングの実施による個人情報の保護は、守秘義務の担保と、事務執行方法に細心の注意を払う必要があります。そこで、契約約款に規定するとともに、相手方に対し、個人情報の取扱いについて徹底するよう求めることとします。

情報開示と公平性・透明性の確保

アウトソーシングの実施に当たっては、事前に関係する市民に対する説明が必要です。また、アウトソーシングの相手方の選定手続きは、透明性の確保に努めなければなりません。そこで、業務の現状、コスト比較、サービス内容、実施の手順などについて、計画段階から、情報を提供し、市民の理解を得るよう努めることとします。また、相手方の選定は、「国分寺市の調達に関する基本指針」を遵守し、競争性・透明性・公平性を備えた手続きにより行うこととします。なお、競争によらずに相手方を決定する場合には、その業務の性質上、当該相手方以外への委託等がなじまない理由を明確にすることとします。

活用する側の内部統制の確立

アウトソーシングの実施による最終的な行政責任は市にあり、業務を委ねたからといって行政責任を免れるものではありません。そこで、市による適正な管理監督の下に業務執行が行われるよう、定期的または随時にサービスの質、サービス利用者の満足度等について調査や評価を行い、必要に応じて軌道修正し、サービスの維持・向上に努めることとします。また、アウトソーシングを

する業務に関する知識・技術・ノウハウについては市で保持することとし、市の管理監督・指導等の能力を向上させるよう、職員の能力向上に努めることとします。

・ 市民活動団体等との協働の積極的推進

市では、行政運営の基本方針のひとつに「参加と協働の推進」を掲げています。

市民活動団体等との協働は、ひとつの事業目標を達成するために、市民活動団体等と市が情報を共有し、信頼関係のもとに責任を果たし、成果をあげることです。市民活動団体等と市が、対等な関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することを通じて、相乗効果や住民自治力の向上が期待できます。

福祉や教育などマンパワーを必要とする様々な分野で、NPO，市民活動団体、ボランティアなどの参加を促し、市民自治の拡充と市民協働によるまちづくりの推進が期待できます。

市民活動団体等との協働の視点から既存事業の見直しをすることで、より効果的に実施できる事業があるか、新規事業においては計画段階から協働を視野に入れて参加を求めるなど、積極的に協働を進めます。

アウトソーシングを推進するに場合の手法については、前述したとおりであるが、それぞれの手法を採用するに当たっては、市民活動団体等との協働事業として実施が可能かどうかを意識し検討するものとします。

ただし、協働事業を行う場合には、団体が持つ自発性・先駆性・専門性・地域性などの特性を活かすことで、効果的・効率的に市民サービスの向上を図ることを重視し、単なる経費節減のための安価な委託先として捉えるようなことがあってはならないことに留意する必要があります。



アウトソーシング実施後の効果の検証

アウトソーシングの実施に当たっては、そのサービスの維持・向上が図れるよう、市の管理監督能力の保持に努めるとともに、アウトソーシング先に対し、その業務内容と目的を十分に説明することが必要です。

また、アウトソーシング先との契約内容の履行確認と、サービス向上に向けた業務改善に必要な情報を得るために、定期的な業務報告だけでなく、随時の実施調査、利用者の満足度調査など適切な方法により、モニタリングを行うことが必要です。

アウトソーシング後において、提供されるサービスの質やコストの妥当性などその効果を随時検証し、必要に応じてアウトソーシングをする業務内容や契約内容を見直すなど、より効果的なアウトソーシングの推進を図ることとします。

そこで、前述した推進に当たっての留意事項を基本に、以下のより具体的な視点から検証を行うこととします。

- イ 個人情報の保護や機密の保持
- ロ サービス提供における公共性・公平性の確保
- ハ 外部のノウハウや柔軟性等を発揮しやすい、効率的で効果的な契約形態
- ニ 官民の適切な役割分担のもとでの、責任の明確化
- ホ サービスの質とその安定供給状況等に関するモニタリングの実施
- ヘ コストの妥当性、外部活用効果等の検証・評価
- ト 不適切な外部活用が確認された場合の是正措置の徹底や、事業実施形態の再検討
- チ その他検証に当たって必要と思われる事項

検証結果は、決算公表時に同時に公表することとします。

検証結果のとりまとめは、行政改革の進行管理とも密接な関係があるため、政策部政策経営課が担当します。

アウトソーシング実施計画の策定方針

本方針を踏まえ、アウトソーシングを効果的に進めるために、実施計画を策定します。

実施計画の策定に当たっては、民間事業者の動向を把握するとともに、委託化によって想定されるサービスの質や量、コストなどを、市が実施した場合との比較を十分に行い、実施時期や期間を定めます。

また、アウトソーシングは、組織機構と職員数定員管理と連動させることで、より効果が発揮できることから、組織機構改革と職員数適正化計画との連携を図ります。

実施計画は、各部単位の検討をベースに実施計画案を作成し、パブリック・コメント及び市民説明会を経て、平成 22 年 10 月末までに行政改革推進本部でまとめることとします。

各部の検討に当たっては、次の見直しポイントをベースとします。

<p>内部管理的業務 窓口業務</p>	<p>業務のマニュアル化・標準化ができているか。 正規職員でなければ実施できないか。 民間委託や正規職員以外で実施できないか。 特に、直接的に市民サービス事業と連動しない内部管理業務については、積極的にアウトソーシングを推進する。</p>
<p>公の施設管理運営</p>	<p>指定管理者制度の基本方針（平成 17 年 8 月）により、現在直営の施設については、すべて検討対象とする。 指定管理者制度の検討の過程においても、一部の業務について、外部委託ができないかの検討を行う。</p>
<p>その他の業務</p>	<p>直接的な市民サービスであっても、その実施方法等について、利用者の立場から見直しを図るものとする。 市が直接実施すべき業務と正規職員でなければならない業務を明確に区分する。 可能な限り、アウトソーシングの可能性を検討する。</p>

実施計画策定のスケジュールの詳細については、別途定めるものとします。

資料編

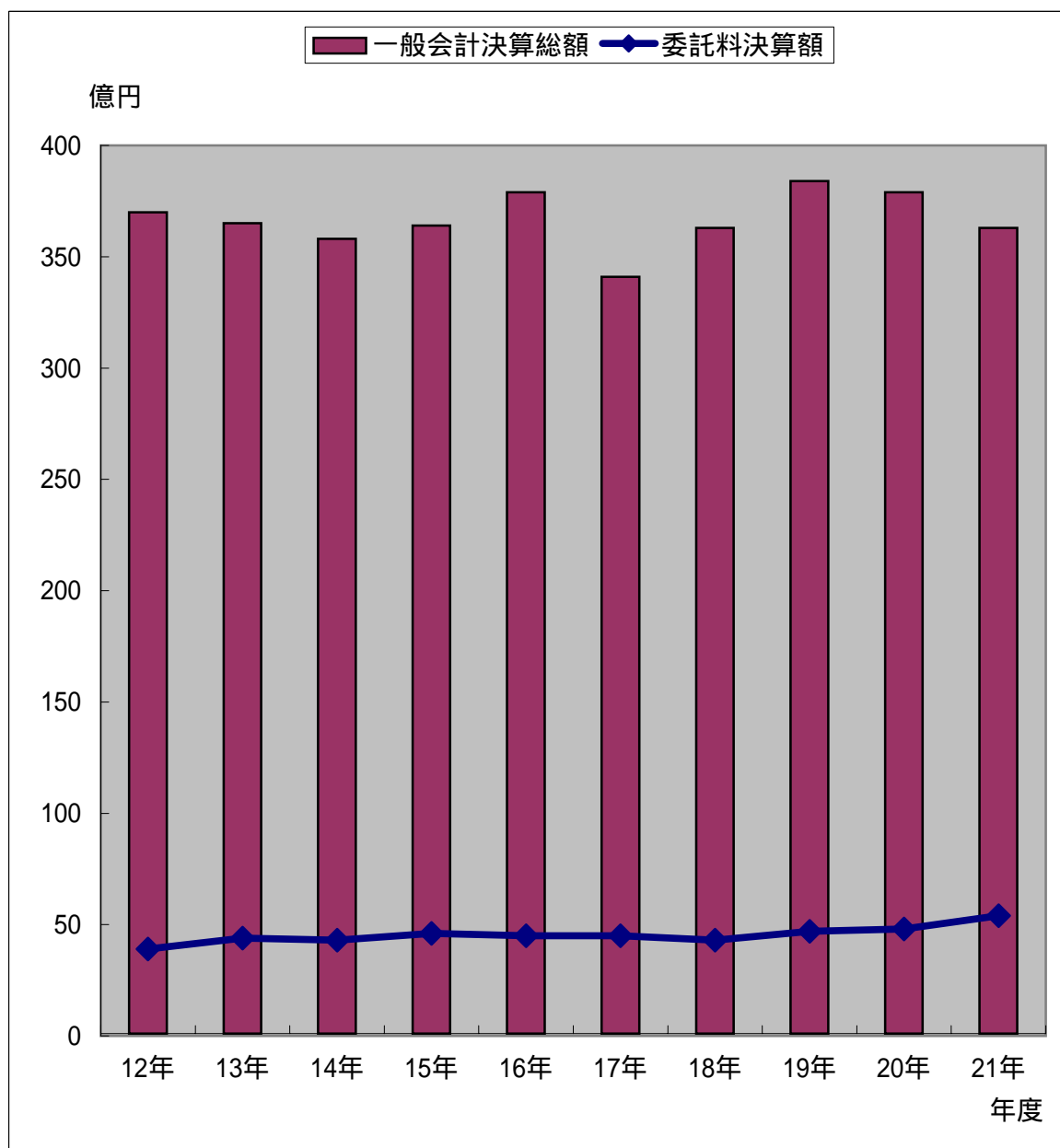
資料

資料 1	決算に占める委託料の推移	15
資料 2	職員数（正職員・嘱託職員・臨時職員）の推移	16
資料 3	公の施設の指定管理制度導入の状況	17
資料 4	民間委託の現状	20
資料 5	行政改革の位置づけとアウトソーシングの関係	22
資料 6	市場化テストの適用業務	25



委託料決算額（一般会計）の推移

資料 1

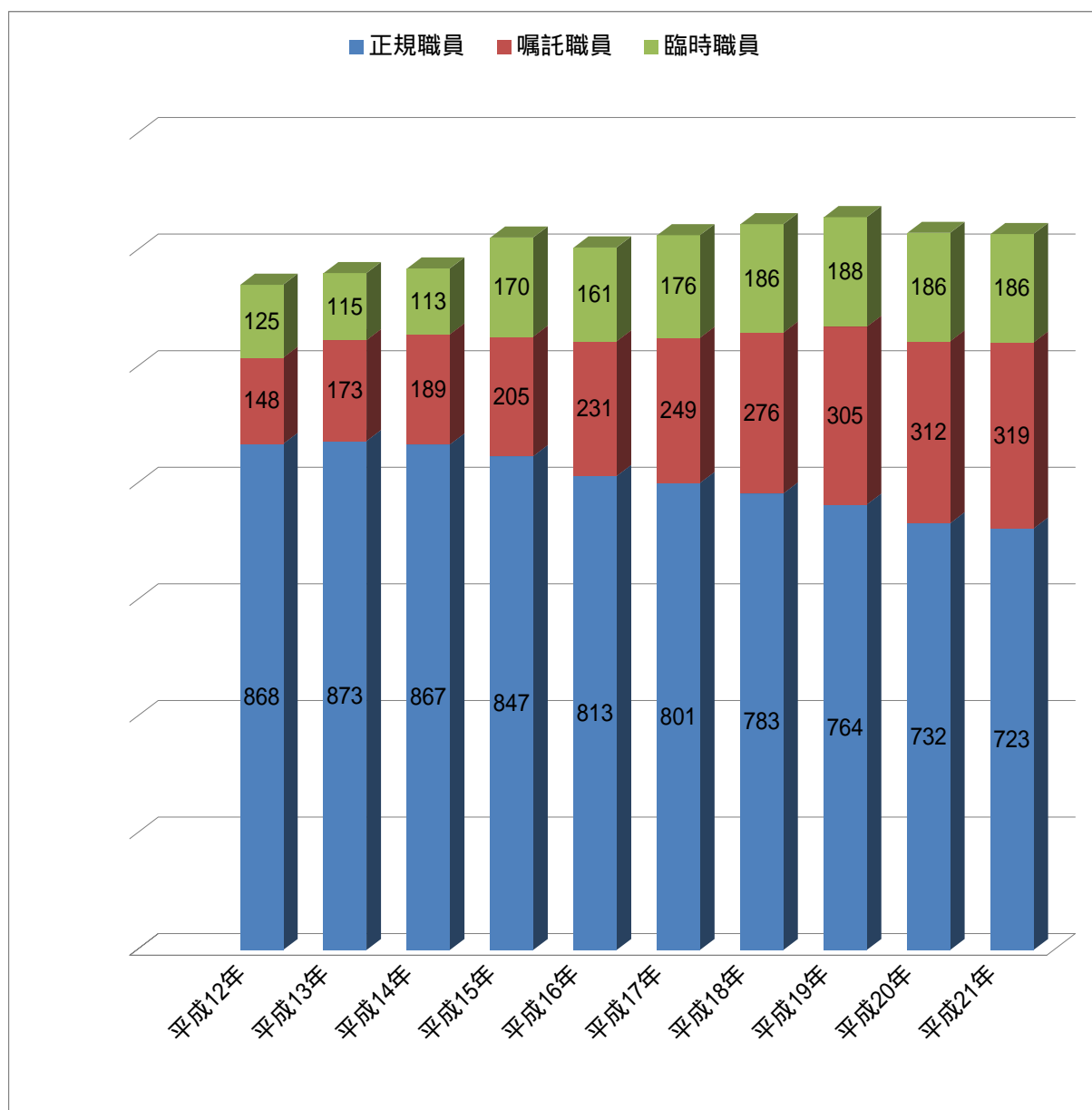


年度	一般会計決算総額 (千円)	委託料決算額 (千円)	割合(%)
平成12年	37,014,008	3,940,837	10.7
平成13年	36,548,754	4,364,497	12.0
平成14年	35,798,956	4,269,570	11.9
平成15年	36,380,689	4,591,807	12.6
平成16年	37,888,104	4,490,387	11.9
平成17年	34,118,929	4,461,543	13.1
平成18年	36,322,210	4,315,103	11.9
平成19年	38,403,128	4,715,629	12.2
平成20年	37,857,068	4,754,592	12.6
平成21年	36,337,000	5,417,492	14.9

当初予算

職員数(正職員・嘱託職員・臨時職員)の推移

資料 2



年度	正職員	嘱託職員	臨時職員	嘱託+臨時	合計	割合(%)	
						嘱託・臨時	正職員
平成12年	868	148	125	273	1141	23.9	76.1
平成13年	873	173	115	288	1161	24.8	75.2
平成14年	867	189	113	302	1169	25.8	74.2
平成15年	847	205	170	375	1222	30.7	69.3
平成16年	813	231	161	392	1205	32.5	67.5
平成17年	801	249	176	425	1226	34.7	65.3
平成18年	783	276	186	462	1245	37.1	62.9
平成19年	764	305	188	493	1257	39.2	60.8
平成20年	732	312	186	498	1230	40.5	59.5
平成21年	723	319	186	505	1228	41.1	58.9

公の施設の指定管理者制度導入の状況

導入済の施設

	施設名	指定の期間
1	国分寺市立国分寺Lホール	平成18年4月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成22年2月7日
2	国分寺市高齢者生きがいセンターひかり	平成18年4月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成22年3月31日
3	国分寺市高齢者生きがいセンターもとまち	平成18年4月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成22年3月31日
4	国分寺市高齢者生きがいセンターほんだ	平成18年4月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成24年3月31日
5	国分寺市いきいきセンター	平成18年4月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成24年3月31日
6	有料自転車等駐車場(12箇所) (1)西国分寺駅南口自転車駐車場 (2)西国分寺駅南口第2自転車 駐車場 (3)西国分寺駅北口自転車駐車場 (4)西国分寺駅北口第2自転車 駐車場 (5)国分寺駅南口自転車駐車場 (6)国分寺駅南口原動機付自転車 駐車場 (7)殿ヶ谷戸庭園西自転車駐車場 (8)国分寺駅北口自転車駐車場 (9)国分寺駅北口臨時自転車 駐車場 (10)本町三丁目臨時自転車駐車場 (11)本町四丁目自転車駐車場 (12)国立駅北口自転車駐車場	平成18年4月1日から平成20年3月31日 平成20年4月1日から平成22年3月31日
7	有料自転車等駐車場(4箇所) (1)恋ヶ窪駅東自転車駐車場 (2)恋ヶ窪駅西自転車駐車場 (3)恋ヶ窪駅第1自転車駐車場 (4)恋ヶ窪駅第2自転車駐車場	平成18年4月1日から平成20年3月31日 平成20年4月1日から平成24年3月31日
8	国分寺市プレイステーション	平成18年4月1日から平成19年3月31日 平成19年4月1日から平成20年3月31日 平成20年4月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成22年3月31日
9	国分寺市介護老人保健施設すこやか	平成18年9月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成24年3月31日
10	国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあい	平成18年9月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成24年3月31日

	施 設 名	指 定 の 期 間
11	国分寺市障害者センター 障害者自立生活支援センターつばさ 身体障害者サービスセンター太陽 知的障害者通所更生施設 アクトセンター夢	平成18年9月1日から平成21年3月31日 平成21年4月1日から平成24年3月31日
12	第二光町学童保育所	平成19年11月1日から平成23年3月31日
13	スポーツセンター	平成20年4月1日から平成25年3月31日
14	ひかりスポーツセンター	平成20年4月1日から平成25年3月31日
15	戸倉野球場	平成20年4月1日から平成25年3月31日
16	けやき運動場	平成20年4月1日から平成25年3月31日
17	本多武道館	平成20年4月1日から平成25年3月31日
18	戸倉第一テニスコート	平成20年4月1日から平成25年3月31日
19	戸倉第二テニスコート	平成20年4月1日から平成25年3月31日
20	室内プール	平成20年4月1日から平成25年3月31日
21	いずみホール	平成20年4月1日から平成23年3月31日
22	生きがいセンターさわやか	平成21年4月1日から平成24年3月31日
23	第一・第二新町学童保育所・しんまち児童館	平成21年4月1日から平成26年3月31日

公の施設の指定管理者制度導入の状況

未導入の施設

	施設名
1	市営住宅
2	地域センター（6箇所） (1)内藤地域センター (2)西町地域センター (3)北町地域センター (4)北の原地域センター (5)本町・南町地域センター (6)もとまち地域センター
3	多喜窪公会堂
4	女性センター
5	福祉センター
6	ワークホーム虹
7	保育園（8園） (1)恋ヶ窪保育園 (2)日吉保育園 (3)こくぶんじ保育園 (4)ひかり保育園 (5)もとまち保育園 (6)しんまち保育園 (7)ほんだ保育園 (8)保育園ポッポのもり
8	児童館（5館） (1)本多児童館 (2)いずみ児童館 (3)にしまち児童館 (4)ひかり児童館 (5)もとまち児童館
9	学童保育所（11箇所） (1)東元町学童保育所 (2)第一光町学童保育所 (3)第一東恋ヶ窪学童保育所 (4)第二東恋ヶ窪学童保育所 (5)第一泉町学童保育所 (6)第二泉町学童保育所 (7)日吉町学童保育所 (8)本多学童保育所 (9)西町学童保育所 (10)西恋ヶ窪学童保育所 (11)戸倉学童保育所

	施設名
10	こどもの発達センターつくしんぼ
11	子ども家庭支援センター
12	保健センター（2箇所） (1)いずみ保健センター (2)ひかり保健センター
13	市立公園（139箇所） (1)都市公園（12箇所） (2)市立の公園（128箇所）
14	教育センター
15	文化財保存館
16	文化財資料展示室
17	民俗資料室
18	小中学校 (1)小学校（10校） (2)中学校（5校）
19	公民館（5館） (1)本多公民館 (2)恋ヶ窪公民館 (3)光公民館 (4)もとまち公民館 (5)並木公民館
20	図書館（6館） (1)本多図書館 (2)本多図書館駅前分館 (3)恋ヶ窪図書館 (4)光図書館 (5)もとまち図書館 (6)並木図書館

委託（総務課契約）業務の現状（平成19年度・528件の集計）

庁舎・公の施設の維持管理関係経費		
施設の清掃及び環境衛生管理業務・冷暖房等の諸設備運転管理・保守点検・電気工作物保安業務等		
エレベーター等保守点検・消防設備保守点検・自動ドア保守・植木剪定委託・植木委託・清掃・除草委託・害虫駆除		
各種機器保守点検委託・機械警備委託・電話交換業務委託・非常通報装置保守点検・し尿浄化槽・汚水層清掃		
公園・道路・広場・花壇・フラワーボット・樹林地・水路・防災無線等の維持管理関係経費		
道路清掃・公園清掃・街路樹等管理・植栽管理・下水道清掃・浚渫委託・除雪		
水質分析・防災無線保守点検・湿性・水性植物維持管理・遊具点検・害虫駆除・草刈		
自転車対策関係経費		
放置防止指導・撤去・夜間警備・交通整理		
電算処理関係経費		
会議録作成業務・保育料・税・学童・選挙・国保・情報配信サービス（防犯）・ウイルス対策ソフト		
地図情報システム・例規データベース・法令ウェブシステム等・選挙管理システム・サーバ室管理・庁内イントラネット		
土木積算・公的個人認証・図書館システム・L G W A N ・児童扶養手当・介護保険システム・住基システム		
消防活動指令伝達・後期高齢者・特定検診システム		
個別業務関係		
総務	選挙執行関係委託	地籍図分合筆加筆訂正及び陽画焼付委託
	街区表示板設置場所調査業務委託	固定資産土地価格の修正に係る鑑定評価等業務委託
	仮庁舎移転業務委託	航空写真撮影当及び地番図等加筆訂正委託
	つきまとい防止パトロール隊業務委託	固定資産土地鑑定評価業務委託
	女性のためのパソコン講座実施委託	声の広報録音テープ作成委託
	女性のためのカウンセリング相談業務委託	市報等刊行物配布委託料
	市民活動センターホームページ管理業務委託	保存文書管理業務委託
	健康管理業務委託（職員）	東京電子自治体共同運営サービス提供委託
	ワーク園分寺運用業務委託	テープ反訳委託
	市長車運転業務委託	市役所駐車場設備機器管理委託
福祉	児童館合同いすみジョイントライブ設営業務委託	高齢者配食サービス事業委託
	児童館合同夏季キャンプに伴うバス運行業務委託	高齢者及び心身障害者用具感想事業委託
	保育所サービス第三者評価業務委託	シルバーピア緊急通報支援サービス委託
	つくしんぼ園外宿泊訓練バス送迎委託	敬老会関係委託
	定期健康診断等委託	高齢者火災安全システム事業委託
	診療報酬明細書点検委託	介護者交流会事業委託
	国保レセプト保管整理運搬業務委託	高齢者民間緊急通報システム業務委託
	声の障害者のしおり録音業務委託	通所型介護予防事業委託
	心身障害者（児）巡回入浴サービス事業委託	はいかい高齢者家族支援サービス事業委託
	生活保護受給者所得台帳作成業務委託	紙おむつ等支給事業委託
医療廃棄物処分・運搬業務委託	介護保険運営協議会業務委託	
福祉センター送迎バス運行業務委託		
衛生	寄生虫等検査委託	カラスの巣撤去業務委託
	精神保健福祉相談業務委託	ハチの巣駆除業務委託
	骨密度測定業務委託	大気環境分析等調査委託
清掃	産業廃棄物（汚泥）処分委託	資源物（ビン・カン）及び有害物収集業務委託
	償却残灰他運搬委託	資源物（ビン類）分別業務委託
	蛍光管等処理業務委託	資源物（プラスチック類・その他）整理作業業務委託
	プラスチック製容器包装ベールの分析委託	資源物運搬処理業務委託
	フロンガス抜き取り及び保管業務委託	もやせるごみ・資源物（紙・衣類）収集運搬業務委託
	ダイオキシン関係調査委託	もやせないごみ及び資源プラスチック類等収集運搬委託
	クリーン運動関係業務委託	家庭系可燃ごみ及び不燃ごみの組成分析委託
	騒音・振動測定業務委託	ペットボトル処理業務委託
乾電池等処理業務委託		
土木	湧水地等の水量・地下水水位調査委託	排水設備台帳更正用資料作成委託
	道路巡回委託	全図策定業務委託
	再開発地下水観測調査委託	道路反射鏡調査委託
教育	英語指導助手業務委託	小中学校教職員健康診断・婦人科検診委託
	教育施設間交換業務委託	小学校連合音楽会舞台照明業務委託
	心障学級送迎バス運行業務委託	小中学校心身障害学級宿泊学習・訓練看護業務委託
	公立学校廃棄物収集運搬及び中間処理業務委託	小中学校心身障害学級宿泊学習・訓練バス運行業務委託
	中学校給食調理業務委託	日光移動教室実踏のバス運行委託
	成人式会場設営委託	移動教室・修学旅行看護業務委託
	被災出土品の修復委託	声の公民館録音テープ作成委託
	学習状況調査委託	公民館くぬぎ教室合宿に伴うバス運行委託事業
	心臓検診・腎臓検診業務委託	新刊図書マーク作成委託
	姉妹都市交流事業バス運行委託	図書館廃棄資料処理委託
計画策定・コンサル関係経費		
	公共サイン整備マニュアル策定業務委託	業務調査委託
	交通量調査委託	新庁舎建設に伴うP F I等導入可能性調査
	耐震改修促進化計画策定業務委託	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委託
	国分寺崖線風景映像作成委託	真姿の池湧水調査委託
	国分寺駅まちづくり構想策定委託	北口再開発関係業務委託
研修・採用・人事考課		
	新任研修「接遇研修」実施委託	問題解決能力向上研修実施業務委託
	主任職研修「業務改善研修」業務委託	接遇レベルアップ研修実施委託
	係長接遇研修業務委託	人事考課制度策定・実施支援業務委託
	管理職表現力向上研修実施委託	論文審査業務委託
	トップマネージメント研修実施委託	「新地方公会計制度改革研修」実施委託

委託（主管課契約）業務の現状（平成19年度・207件の集計）

施設の運営管理関係経費		
	さわやかプラザもとまち管理委託	国分寺市地域包括支援センターもとまち運営業務委託
	国分寺市立こくぶんじ保育園分園運営委託	国分寺市地域包括支援センターひかり運営業務委託
	国分寺市立保育園ポッポのもり運営委託	泉町二丁目シルバーピア管理業務委託
	国分寺市まちづくりセンター運営業務委託	本町四丁目シルバーピア管理業務委託
個別業務関係		
総務・農業	表彰状等の筆耕委託（単価契約）	B型・C型肝炎抗体検査及び破傷風・B型肝炎予防接種委託
	防犯講習会業務委託（単価契約）	男子事務服両袖修理委託
	市民農園区画整備等委託（単価契約）	職員採用試験実施委託
	公衆浴場無料開放事業委託	顧問弁護士等業務委託
	市報等刊行物の配布業務委託（単価契約）	女性法律相談業務委託（単価契約）
	市民農業大学業務委託	能舞台保管業務委託
	援農ボランティア推進事業委託	姉妹都市郷土芸能招請等事業委託
	市民農園耕うん委託	
福祉	介護給付費の審査支払及び保険者事務共同処理の事務に関する委託	
	国分寺市コミュニケーション支援事業における手話通訳者・要約筆記者派遣事業委託契約	
	国分寺市手話通訳者・要約筆記者派遣事業規則に係る指文字通訳者派遣事業委託契約	
	保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業における交付金と診療報酬等の相殺に関する覚書	
	障害介護給付費の支払及び区市町村事務共同処理の事務に関する委託	
	診療報酬等の画像レセプト作成管理及び明細書の処分に関する事務委託	
	老人保健医療事務の画像レセプト作成管理及び明細書の処分に関する事務の委託	
	第三者行為求償管理処理に関する覚書	国分寺市福祉理容・美容実施事業委託
	国分寺市移動児童館事業管理運営委託	敬老会案内状発送準備業務委託（単価契約）
	国分寺市子ども家庭支援ショートステイ事業委託	国分寺市高齢者生活支援ショートステイ事業委託
	国分寺市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託	在宅介護支援センター時間外電話相談業務委託
	国分寺市産後支援ヘルパー・養育支援ヘルパー派遣事業委託	家族介護者支援事業委託（単価契約）
	国分寺市立本多児童館行事観劇会公演業務委託	国分寺市高齢者生活支援ヘルパー事業委託
	子ども野外事業業務委託（協働事業）	国分寺市支えあいネットワーク推進事業委託
	親子ひろば事業委託	国分寺市高齢者配食サービス事業委託（単価契約）
	国分寺市母子・女性緊急一次保護事業委託	国分寺市地域型在宅介護支援センター事業委託
	国分寺市病後児保育事業委託（単価契約）	無料入浴券支給事業委託
	国分寺市心身障害者（児）緊急入所保護事業実施委託	診療報酬等の審査支払事務に関する委託
	国分寺市心身障害者（児）パスハイク・運動会等事業委託	国民健康保険療養費等の審査事務に関する委託
	国分寺市手話通訳者養成講習事業委託	レセプト電算処理システム積立金処理
	国分寺市就労支援センター事業業務委託	国分寺市権利擁護センター事業委託
	国分寺市身体障害者給食サービス事業委託	老人保健医療事務の共同電算処理に関する委託
国分寺市難病患者等ホームヘルプサービス事業委託	損害賠償求償事務委託	
国分寺市障害者等移動支援事業委託	国分寺市中心身障害者（児）通所訓練事業委託	
国分寺市障害者等生活支援ヘルパー事業委託		
衛生	国分寺市成人基本健康診査等委託	妊産婦・新生児等訪問指導に関する委託
	成人歯科健診の実施に関する委託	感染症消毒業務委託
	国分寺市医科休日診療・休日準夜診療委託	乳幼児健康診査運営会議の実施に関する委託
	歯科休日診療・休日準夜診療委託	高齢者インフルエンザ予防接種の実施に関する委託
	歯科健康診査運営会議の実施に関する委託	予防接種の実施に関する委託
	国分寺市歯科医療連携事業委託	路上喫煙禁止地区の灰皿清掃等委託（単価契約）
清掃	再商品化業務委託（資源プラスチック他）	事業系廃棄物処理手数料（市指定有料袋）収納事務委託
	リサイクル事業管理運営委託	廃棄物処理手数料（粗大ごみ処理券）収納事務委託
	国分寺市オリジナル・トイレトペーパー販売委託	可燃ごみ焼却処理委託（単価契約）
	剪定枝チップ化リサイクル業務委託	ごみ減量サポーター協働事業
犬猫死体処理委託契約（単価契約）	国分寺環境まつり業務委託	
土木	緑道モデル地区管理業務委託	3・4・6号線・幹7号線等道路改修工事業務委託
	国分寺市公共下水道事業の一部に関する業務委託	国分寺都市計画道路3・4・6号線詳細設計業務委託
	3・2・8号線沿道まちづくり計画」に伴う案内資料配布業務委託	市道幹4号線電線共同溝整備に伴う引込管路等工事委託
	自転車等放置防止指導委託その2（単価契約）	都市計画道路3・4・6号線築造工事に伴う埋蔵文化財発掘調査委託 国分寺市道舗装補修等工事に関する業務委託
教育	学齢期における生活習慣病予防検診委託	小学校学童体験農園委託
	小中学校の定期健康診断における結核健診委託	小中学校卒業生を送る音楽鑑賞教室演奏業務委託
	第九小学校学童交通擁護員業務委託	いずみホール主催事業委託
	東京経済大学特別科目聴講制度委託	国分寺市民文化祭運営業務委託
	総務省情報通信政策研究所テニスコート管理委託	国分寺市内所在遺跡発掘調査委託
	放課後子どもプラン国分寺業務委託	文化財関係書籍販売委託
	国分寺市市民体育大会等運営業務委託	発掘・整理事業業務委託（単価契約）
	公民館主催事業業務委託	遺跡調査会の維持運営及び緊急調査等対応委託
	被災出土品資料管理委託	史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）事前遺構確認調査委託

国分寺市の行政改革の位置づけとアウトソーシングの関係

第四次長期総合計画…平成 19 年度から 10 年間の計画

基本構想

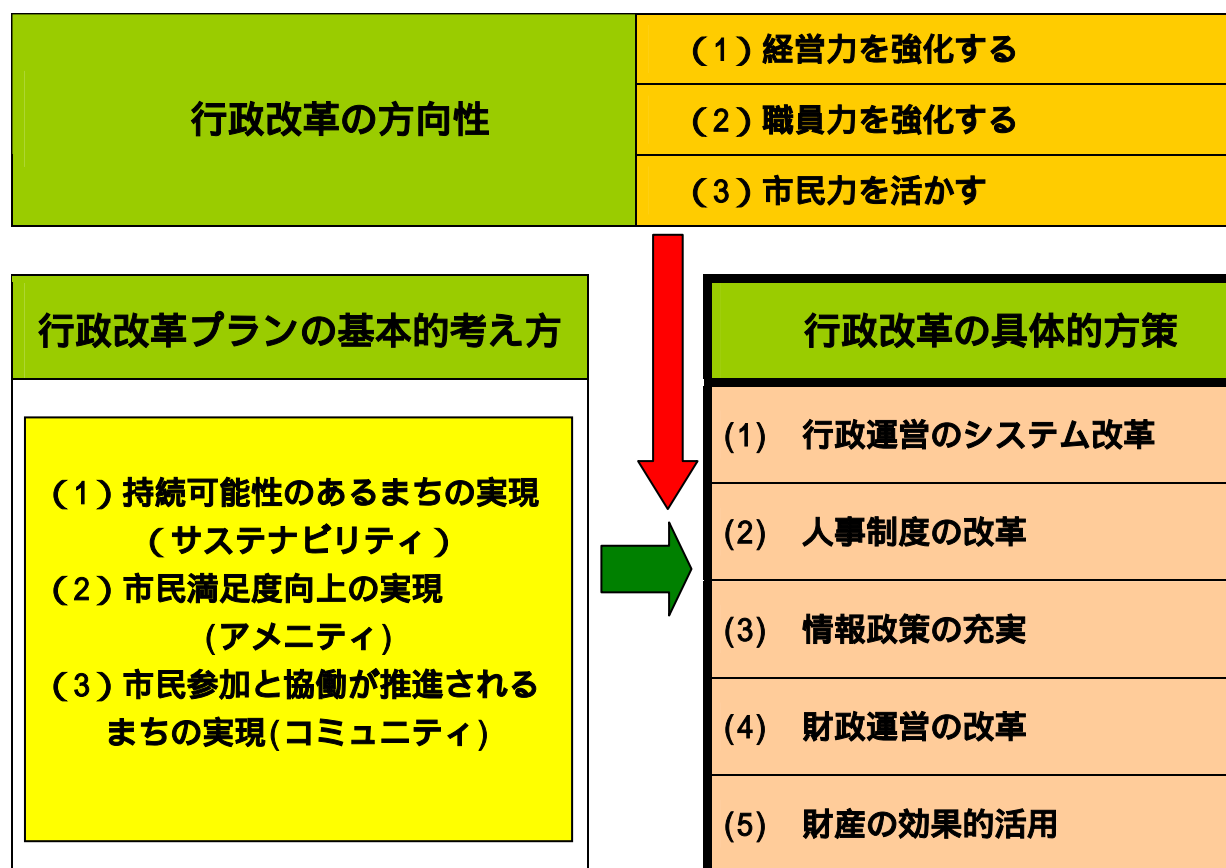
基本計画(国分寺づくり編)…前期(19 年度から 23 年度)

基本計画(財政計画編)…10 年間(毎年度ローリング)

基本計画(行政経営編)…「行政改革プラン」…5 年間の計画(19~23 年度)

行政改革の方向性・基本的考え方・具体的方策(行革プランより)

行政改革プランの基本的考え方及び行政改革の方向性を踏まえ，五つの具体的方策の柱を定め，さらに細分化した具体的な方策を定めます。



以下、行政改革プランの内、アウトソーシングに関する部分を抜粋

(1) 経営力を強化する

行政は市民の信託によっていることを確認し、行政運営の改革には市民の視点が必要です。そのためには、市民参加の裾野を広げ、市民との情報の共有を推進し、市民との協働を基本にした行政運営を実現しなければなりません。

また、行政運営を経営的視点から改革していく必要があります。そのために、次のような改革の方向性を設定します。

市民満足度（クオリティ）の高いサービスを、より低いコストで提供すること。

組織運営（ガバナンス）は、市長などトップのリーダーシップによりの確なマネジメントが効果的に実行されていること。

スリムな行政組織を実現し、業務のアウトソーシングが進んでいること。

指定管理者制度、市場化テスト、PFI、発生主義による公会計制度など新しい運営手法が活用されていること。

財政状況や行政改革の推進状況など多くの情報が速やかに市民に提供され透明度の高い行政運営がなされること。

健全財政が確立、維持されていること。

市の保有している情報や土地・建物などの財産が有効に活用されていること。

(1) 行政運営のシステム改革

新たな行政運営手法の構築

経営的視点による新制度の導入

行政運営は、経営的視点により改革していく必要があります。地方自治法第2条第14項は、「最少経費で最大効果を挙げることを規定しています。また、同法第2条第15項は、「組織及び運営の合理化」を規定しています。以上のことから、常に行政運営を経営の視点から改革し、最少の経費で市民の期待に応えるサービスの提供を目指すことが行政の使命であることがわかります。

経営的視点から行政を改革していく取り組みに、ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)の考え方が示されています。NPMは、1980年代イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどの諸国において、導入が図られ行財政改革に多大な効果を発揮した行政運営の手法です。こうした行政運営の新しい手法の特徴は、民間企業での考え方である市場原理を公的セクターにも導入し

ようとするところにあります。行政改革を推進するためのひとつの考え方であり、国分寺市の実態に合わせ具体的な取り組みを推進する必要があります。

この考え方を踏まえ、指定管理者制度の導入の拡大を推進し、市場化テストの導入のための基本方針の策定、PFI手法の活用を検討を進めます。また、足立区、杉並区、我孫子市、倉敷市など先駆的に取り組んでいる自治体の例を参考にしつつ、市民や市民活動団体の「協働事業提案制度」の検討を進めます。その際、すべての事務について、標準化、マニュアル化を進め、市民や市民活動団体が行政サービスの担い手になることを重点目標とします。

.....
指定管理者制度...地方自治法の改正により、公の施設の管理運営に当たって指定管理者を選定し、設置者である市と協定を締結の上、管理運営を指定管理者が行う制度。民間のノウハウによってサービスの向上を図り運営コストを縮減することを目的とする。

市場化テスト...平成 18 年、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行された。行政サービスの分野に「官民競争」の原理によりサービスの向上と業務の効率化を図るという目的がある。

P F I...「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」1990 年「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が施行された。公共事業の分野に官民連携型の事業方式が導入された。

(2) 人事制度の改革

事務量調査の実施による職員定数の適正管理

職員の数の推移を見ると平成 13 年と平成 18 年との比較では、マイナス 90 人となっており、第二次行政改革の取り組みの効果が現れています。しかし、他市においても継続した削減の取り組みが行われ、市民数と職員数の対比で見ると、同規模の他市に比べ職員数が比較的多い状況です。今後は、早急に事務量調査を実施し、事務量に見合った職員配置を実施していきます。

業務のアウトソーシングの推進による定員管理

今までの職員の削減は、定年退職者不補充や非常勤化が中心でした。今後は、職員が担うべき業務分野を明確にし、嘱託職員・臨時職員の活用とともに、業務のアウトソーシングを推進し、定員の適正化を図ることとします。業務のアウトソーシングは、事務の標準化・マニュアル化を進め、指定管理者制度の活用さらには市場化テストへの取り組みが有効と考えられます。また、協働事業推進の視点から業務の見直しを進めます。特に市民からの提案事業の推進は、市民力による政策実施が可能となります。以上のような取り組みによって、さらなる職員の定数の削減を目指すこととします。

市場化テストに関する法律・方針・業務の範囲

資料 6 - 1 市場化テスト【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律】

経過

平成 18 年 6 月 2 日

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の公布

平成 18 年 7 月 7 日

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の施行

資料 6 - 2 公共サービス改革基本方針

平成 19 年 10 月 26 日閣議決定

平成 19 年 12 月 24 日改定

資料 6 - 3

市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について

平成20年1月17日

資料 6 - 4

住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について

平成20年3月31日



資料6-1

市場化テスト【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律】

- ・ **法律の目的および対象事業**

市場化テストは、民間のノウハウを導入して事業やサービスの効率化や質の向上を図ることを直接の目的としておらず、行政の独占市場に競争を導入することで、官民を問わず参加主体の努力を促進することが重要であり、その結果、最高のパフォーマンスを実現できる主体が事業をおこなうのである。

市場化テストは、官民競争入札の活用により、公共サービスの質向上・経費削減を目指す。

ハード事業のみを対象とするPFI・指定管理者制度と異なり、市場化テストはソフト事業も含めたすべての公共サービスを想定している。

- ・ **市場化テストの実施プロセス**

対象事業の決定



官民競争入札の実施に向けた方針の決定・公表等



官民競争入札の実施。結果評価・落札者の決定



契約の締結，事業の開始等



継続的なモニタリング(監視)

- ・ **市場化テスト**

市場化テストは、アウトソーシング、民営化、指定管理者制度、PFI、協働化、PPP(公民パートナーシップ理論)を串刺しにする手法であり、あらゆるパートナーシップ事業を展開する上での前置手続きとして位置づけられる。

- ・ **市場化テストの手法**

市場化テストは、行政の業務の一部を、契約による委託する。つまり、民営化のカテゴリーとしては、委託契約による行政の代理任命に含まれる。

また、従来は行政が独占的におこなっていた分野への民間参入を認めるという点で

は、行政の撤退による民営化であるともいえる。

の対象事業の決定においては、市場化テストを実施する業務の範囲を確定する。その選定手法は様々で一定の基準を設け、それに合致するものを対象とする方法や一定の財務的目標を達成するまで、事業を選定していく方法がある。対象事業業務内容や要求水準の公表と、入札に当たっての評価水準の決定、公表をおこなう。

入札を実施し官民の競争がおこなわれる。その際、落札者の決定は、提案された業務の水準とコストの両面から検討され、審査結果や決定プロセス等を公開し、透明性の確保が求められる。

落札者と契約を行い、事業を開始する。現在、国でおこなわれているモデル事業では、試行であるため1年程度と短い、海外の事例では5年程度が一般的なようである。

事業が入札時の応募水準を満たしているかモニタリングをおこなう。

・ 市場化テストの留意点

実施のための環境整備として、公平な競争条件の確保、行政内部の不正な情報交換の防止などがある。

前者は、税制上の相違など官民で適用される制度上の差異による不公平の排除や、入札価格を比較するときに、行政側の間接経費まで含めた本当のコスト(フルコスト)をきちんと計算することなどがある。例えば、行政コストの計算に当たり、全庁的に一括管理するため、応募部門で予算計上されていない公用車両の経費や職員の給与にかかる間接経費など、本当は必要でありながら、他部門で費用負担しているコストがある。これらが、きちんと計上されていないと、公平な競争ができなくなることを防止するためである。

後者については、市場化テストでは、入札を実施する部署と、入札に参加する部署が同一の組織内にあることも珍しくない。そこで、入札に関する情報が不正に流れ、公正な競争を妨害しないようにするための配慮である。

・ 行政の役割と課題

民営化に際して、行政は次の3点について、準備、対応するべきである。

1つ目は、民営化後に必要なサービス水準をいかに保つかである。

2つ目は、環境の整備である。

3つ目は、行政内部の雇用問題の対応である。

・ 市場化テストの意義

市場化テストの大きな特徴は、「はじめに民営化ありき」ではなく、官民競争入札を実施する結果、民間事業者が勝った場合に「民営化」が選

扱われるという仕組みである。

独占的な状況にある官業を、民業との競争的な市場に晒すことで、事業の効率性が向上することが本来の目的である。

市場化テストは、公共サービスの質と効率性を向上させるため、公共サービス提供事業を担うことについて官と民が入札を通じて競争し、提供の主体を流動化する仕組みである。

入札の具体的方法については、単なる価格競争とならないように、事業類型や事前調査結果に基づき行政と民間が同一手順で入札する方法、行政のコスト・質をベースに民間企業が応札する方式、最も優秀に事業者を選定し行政との比較により入札する方法、民間企業だけで入札する方法がある。

市場化テストの意義としては、事業の効率性・創造性の向上により、多様で真に国民の求めるサービスを提供すること、官の人的資源の適正配分を実現し、行政改革を推進すること、民間の市場拡大により、地域経済の一層の活性化を図ることなどが上げられる。

・ 市場化テストの有効性

市場化テストは手段であり、目的は公共サービスの効率化と質の向上にある。その実現性に向けたプロセスとしては、

当該サービスが公共サービスとして必要かどうか、
誰が担うのがふさわしいのか、
規制の必要性があるにか、

フルコストを把握し民間に委ねる場合、どのようなモデルが適切かなどを明確にする必要がある。

・・・当該公共サービスが必要か否かを明確にする必要がある。仮に不必要なサービスを温存しつつ市場化テストを実施したとすれば、効率的に不必要な事業を展開したことになる、仮に当該事業によって赤字が累積した場合、効率的に赤字をつくり出す仕組みを市場化テストで生み出す危険性があるためである。

・・・担い手は、「公共性」、「公共サービス」という言葉で官が主体となることを正当化するものではなく、公共性のあるサービスであっても民間に委ね創意工夫を発揮できる仕組みを作り出すことである。

・・・規制の必要性についても、との関連において、官民の区別なく公共サービス、そして公益性確保を実現する仕組み、具体的には官と民との契約とそれに基づくモニタリング項目を明確にした関係を形成することである。

のフルコストについては、行政のコスト認識が人件費と事業費に区分され、人件費や間接費を含めた全体のこのため、コストの認識ができていない実態にある、このため、民間との適正かつ公平な競争を実現するには、事業単位のフルコストを明確にする必要がある。

資料6-2

公共サービス改革基本方針

平成19年10月26日閣議決定

平成19年12月24日改定

第1 意義及び目標

第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 1 基本的な考え方
 - (1) 公共サービスに関する不断の見直し
 - (2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減
 - (3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置
 - (4) 透明性・中立性・公正性の確保
 - (5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に関する国の役割
- 2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革
 - (1) 対象公共サービスの選定
 - (2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等
 - (3) 対象公共サービスの実施等
- 3 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札
 - (1) 地方公共団体の役割等
 - (2) 「合議制の機関」の設置
- 4 官民競争入札等監理委員会
- 5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し
 - (1) 評価の位置付け
 - (2) 評価の手續
 - (3) 評価の観点
 - (4) 基本方針の見直し等
- 6 公務員の処遇
- 7 制度の活用に向けた取組

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

第1 意義及び目標

今日の厳しい財政事情の中、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し「簡素で効率的な政府」を実現することは、国及び地方を通じた我が国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。今後「簡素で効率的な政府」への道筋を確かなものにするためには、国や地方公共団体が行っている業務について、公共サービスの受益者である国民に対し、より質の高いサービスを提供する観点から、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、必要な措置を講ずることが重要となっている。

また、国や地方公共団体が行う業務について、競争を導入することにより、業務の実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促すことも、「簡素で効率的な政府」の実現にとって極めて重要である。

以上の認識の下、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明か

つ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すこととする。

第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第1条）及び基本理念（第3条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革に取り組むものとする。

(1) 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度、見直す。

同方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、

官の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止等するとともに、

必要性があるとしても、「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。

見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫をいかす観点から提出される民間事業者の意見や公共サービスによる利益を享受する国民の意思等を十分踏まえ、「官民競争入札等監理委員会」（以下「監理委員会」という。）による積極的かつ能動的な審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び検討結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第7条の規定においては、官民競争入札又は民間競争入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）について、その実施期間の終了にあわせて、当該公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行った上で、対象公共サービスの事後の実施の在り方を見直すものとしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、このような評価についても的確に実施する。

(2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、これらの対象として選定された公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを求めている。

このため、まず、基本方針において官民競争入札又は民間競争入札の対象を選定するに当たり、上記(1)に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、当該業務を「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、公共サービスの受益者である国民の立場を踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の実施につき積極的に検討する。

その際、「国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置する」旨を定める法第4条の規定を踏まえ、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい業務範囲の選定や規制の在り方についても、十分に検討する。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）については、当該公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施における上記目的の達成の程度やこれに要した経費を正確に把握した上で、これらを踏まえ、上記目的の達成のため当該公共サービスの実施に当たり確保されるべき質や望ましい費用対効果について、可能な限り客観的に検証を行った上で策定する。

この場合、法全体の趣旨・目的を踏まえ、経費の削減を図るために必要な対象公共サービスの質を犠牲にする、あるいは逆に、必要以上の質を確保するために不要な経費が支出される、といった事態を招くことのないよう留意する。

また、法第4条の規定を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、民間事業者の創意工夫の余地を可能な限り大きくすることにより、費用対効果を最大化できるよう、実施要項の内容等を定める。

(3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

官民競争入札又は民間競争入札の結果、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、民間事業者の責務に関する法第6条の規定を踏まえ、業務の公共性を認識の上、国民の信頼にこたえられるよう、法令を遵守するとともに、責任を持って業務に取り組むことが求められる。

他方で、委託を行った国の行政機関等においても、民間事業者にその実施が委託された対象公共サービスに関し、その国民への提供について最終的に責任を負うのは委託を行った国の行政機関等であることを認識し、国の行政機関等の責務に関する法第4条の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、契約及び法に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

(4) 透明性・中立性・公正性の確保

競争の導入による公共サービスの改革は、その実施の過程について、透明性・中立性・公正性を確保しつつ進める。

こうした観点から、監理委員会は、積極的かつ能動的な審議を行い、基本方針・実施要項の審議等に当たり、多様な意見を十分に聴取しつつ、公正中立な視点に立って、その役割を果たすものとする。

また、国の行政機関等においては、自らの公共サービスを官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることの適否等につき見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。

(5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に関する国の役割

地方公共団体の公共サービスについて官民競争入札又は民間競争入札を実施するかについては、当該地方公共団体の判断に委ねられているが、国は、法第4条第2項を踏まえ、自発的に官民競争入札又は民間競争入札を実施しようとする地方公共団体等（地方三公社、地方独立行政法人を含む。）が円滑にその実施を図ることができるよう、実施を阻害している法令の見直しなど、環境整備を積極的に進める。

2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革

(1) 対象公共サービスの選定

ア 民間事業者・地方公共団体からの意見の募集及びそのための情報の公表

公共サービスの受益者である国民の立場に立って、競争の導入による公共サービスの改革を進めるためには、民間事業者の創意と工夫の発揮の効果が高いものと見込まれる業務を、重点的に、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることが重要である。

このため、国の行政機関等が実施している業務に関し必要な情報を公表し、民間事業者が、その業務の内容を理解した上で、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考えられる業務について、民間事業者及び地方公共団体から要望を受け付けることとしている。

他方で、法の趣旨を踏まえると、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする公共サービスを選定していくことが重要であり、こうした観点から、対象業務に関する要望及び必要な情報公表の要請は、民間事業者及び地方公共団体のみならず、広く国民一般も行うことができるものとする。

また、情報の公表に当たっては、当該業務についての理解を深め、より良い民間要望に結びつけるとの観点から、要請があった業務を所管する国の行政機関等は、当該業務に係る具体的な業務の内容、実施体制、実施方法及び従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる指標等を積極的に公表する。

さらに、対象業務に関する要望及び必要な情報公表の要請は、「行政処分」にかかる業務や既に民間事業者等に委託されている業務を含んだ広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするもの

であり、この中には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人等の業務を含むものとする。

このほか、提出された要望の取扱いに関する内閣府又は監理委員会と関係行政機関の検討状況や要請があった情報については、広く内閣府のホームページにおいて公開するものとする。

なお、対象業務に関する要望及び情報公表の要請の実施方法及び実施時期については、これらの実施の趣旨に沿ったより良いものとしていく観点から国において引き続き検討し、必要に応じ、見直しを図るものとする。

イ 対象公共サービスの選定の考え方

限られた財源の中で公共サービスの受益者である国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された業務については、当該業務を廃止等の対象として選定するほか、必要性がある業務であっても、民間に委ねることができると判断された業務については、当該業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とする業務として選定する。

具体的には、法第7条の規定にのっとり、公共サービスに関する情報の公表、民間事業者等からの意見の募集、関係する国の行政機関等との協議、監理委員会における審議等を経て、基本方針として閣議決定される。

特に、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、以下の～を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か

業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か

会計法令(会計規程等を含む。以下同じ。)に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性・公正性を担保する入札手続(具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等)により、透明・公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か

民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性にかんがみ、従来から外部委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か

国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か

国の行政機関等において、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の～を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

また、「行政処分」に係る業務や、既に民間委託が行われている業務についても、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではない。特に、「行政処分」に該当する業務を官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とするためには、当該業務を、民間事業者が実施することとする場合に法律の特例が必要とされる業務として法第7条第2項第3号及び第4号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第5章第2節に規定する「特定公共サービス」として位置付ける法の一部改正を行うことが必要となる。

(2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等

ア 実施要項の作成

官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、まず、基本方針に従って、対象公共サービスの内容等に応じて、実施要項を決定することが必要である。

実施要項は、求められる対象公共サービスの質等、入札の結果対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるものであるとともに、民間事業者等により良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報の説明書である。この内容は、対象公共サービスを国民の

ためにどのように提供することが適切かという、いわば対象公共サービスの在り方を示すものである。

実施要項の策定に当たって、求められる対象公共サービスの質を適切かつ明確に定めることは、創意工夫をいかして対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要であることから、以下に留意の上、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定する。

対象公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施におけるこの目的の達成の程度やこれに要した費用を正確に把握した上で、望ましい費用対効果や社会経済情勢の変化にも留意しつつ、確保すべきサービスの質について検証し、設定すること

その際、対象公共サービスの政策目的を具体化し、サービスの質を適切に表す指標を用いて定量的に規定することが望ましいこと

また、サービスの質を確保しつつ、対象公共サービスを担うこととなる者の創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的な業務の実施手順等の仕様の特定は必要最小限に止めること

このような形で、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定することは落札者等の決定のためのサービスの質の評価基準の設定や、実施期間中の監督、実施期間終了後の実施の在り方に関する評価を実施するためにも、非常に重要である。

また、上記のほか、実施期間（設備やスキルの構築への投資が行えるように原則複数年とする）、官内部での情報交換の遮断措置（官民競争入札の場合）、過去の実績を正確に開示し、より優れた提案を促すための従来の実施状況に関する情報の開示等について、国の行政機関等は、監理委員会が自ら別に定める実施要項の審議に当たっての指針に留意の上、実施要項の案を作成するものとする。

なお、実施要項を定めるに当たっては、上記の検証を的確に行い、適切な実施要項とするため、必要に応じて、以下に示す様々な取組を行う。

実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること

基本方針策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること

外部専門家の活用を検討すること

イ その他入札実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、可能な限り多様・多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任をもって対応するとともに、以下に留意し適切に入札を実施する。

(ア) 入札参加資格の有無の確認

国の行政機関等の長等は、法第9条第2項第3号及び第3項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格、法第10条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認するものとする。

(イ) 落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第13条第3項等の規定に基づき必要な事項を公表することとなるが、落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札に参加した者の対象公共サービスの質の評価の結果、入札価格及び総合評価の結果等も含め、できるだけ詳しく公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努める。

(ウ) 初回の入札で落札者等が決定しなかったときの取扱い

初回の入札で落札者等が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施すること等の対応は、やむを得ない場合に限定し、その理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

(3) 対象公共サービスの実施等

官民競争入札又は民間競争入札の結果、最も優れた提案を行った者が対象公共サービスの実施を担うこととなった場合も、実際に提案に基づいて対象公共サービスの質の維持向上が図られることが必要であり、官民間問わず、緊張感を持って対象公共サービスの実施を確保することが求められる。

ア 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

民間事業者が対象公共サービスを実施することとなった場合も、国の行政機関等及び民間事業者は、

以下に留意し、その適正かつ確実な実施を確保する。

(7) 契約の締結等

国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を適切に反映させ、契約を締結する。

民間事業者が対象公共サービスを開始する前には、国の行政機関等において従来業務を実施していた職員及び入札実施事務を担当する職員等と、民間事業者は、十分な時間的余裕を持って引き継ぎ等の準備行為を実施する。

(1) 公共サービスの実施等

対象公共サービスの実施に当たっては、まずは民間事業者が、法第6条の規定を踏まえ、常時、業務の実施状況を把握するなど、契約に基づき、自律的に適正かつ確実に当該サービスを実施することが求められる。

国の行政機関等においても、対象公共サービスの質が確保されているかを中心に、的確な監督等を行う必要があるが、その際、監督等の実効性を上げるとともに、監督等によって民間事業者に過剰な負担を負わせることを回避するため、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を可能な限り促すものとするなど、業務の内容等に応じ、効率的、効果的な方法で行うものとする。

監督等の措置としては、国の行政機関等は、民間事業者から、対象公共サービスの実施状況について、契約に従って、原則として定期的に必要な頻度で報告を求め、会計法令に基づく監督・検査を行う。

また、これだけでは対象公共サービスが適正かつ確実に実施されないおそれがあると認められる場合は、国の行政機関等は、法第26条の規定に基づく報告徴収、立入検査等や、法第27条の規定に基づく必要な措置の指示等の規定を活用する。民間事業者がこれらの報告徴収、指示等に従わない場合には、罰則が適用される。

さらに、民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合や、上記の報告徴収、指示等に従わない場合等には、国の行政機関等は、契約を解除することができる。この際は、当該サービスの継続的な提供が確保されるよう、法第22条第2項の規定に基づく新たな官民競争入札又は民間競争入札の実施等の必要な措置を講ずることが必要となる。また、監理委員会は、当該行政機関等が契約を解除した日付及び相手方の民間事業者を他の行政機関等が把握することができるよう、当該行政機関等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

以上の監督等については、国の行政機関等は、実施要項において、監督等の責任者その他の体制を明らかにするとともに、その体制を民間事業者へ通知するものとする。

上記に加え、民間事業者と対象公共サービスの実施に係る国の行政機関等は、当該サービスの質の維持向上という同じ目的を共有するパートナーであることを自覚し、相互に必要な連携を図るものとする。

イ 国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

官民競争入札の結果、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合、入札の際の自らの提案(法第11条第2項に規定する対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法、対象公共サービスの実施に要する経費の金額)に基づき、自ら対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

なお、国の行政機関等が、自らの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札の実施等必要な措置を講ずる。

ウ 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への通知及び公表

国民の立場に立って、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、対象公共サービスの実施状況等に関する情報の公表等により、透明性が確保されることが重要である。

このため、民間事業者が落札者となった場合、国の行政機関等は、対象公共サービスの実施状況や監督・検査の状況等について監理委員会に報告するとともに、法第26条第4項及び第27条第2項に

基づいて、報告徴収、立入検査、指示等の内容及び理由を監理委員会に通知する。

また、国の行政機関等は、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を促す観点から、対象公共サービスの実施状況について公表するものとする。

なお、民間事業者自身が、契約等に基づき、対象公共サービスの実施状況について公表するものとするとも考えられる。

また、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合も、必要な頻度で対象公共サービスの実施状況(確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況及び対象公共サービスの実施に要した経費等)を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

エ 再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の両面で最も優れた者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨・目的に照らし認められない。

また、民間事業者が、対象公共サービスの質の維持向上等のために、その一部について再委託を行う場合には、実施要項において以下の措置を講じることとするなど、当該サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとする。

あらかじめ国の行政機関等の承認を受けることを義務付けるものとし、承認を行うに当たっては、再委託を行うことの合理性及び必要性のほか、再委託先が再委託契約の履行能力を有するかなどについて確認する。

再委託を承認した場合には、委託者に対し、再委託を受けた者から必要な報告を徴収させる。

なお、国の行政機関等が対象公共サービスを実施することとなった場合において、さらに他の者にサービスの実施を委託するときの取扱いも、上記と同様の考え方に基づき、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとする。

3 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札

地方公共団体の実施する公共サービスは、国民にとって最も身近な公共サービスであり、地方公共団体において官民競争入札又は民間競争入札が実施されることで、公共サービスの在り方に関する国民の関心が高まり、一層の改革が図られるものである。

(1) 地方公共団体の役割等

法においては、地方公共団体に対し、官民競争入札又は民間競争入札の実施を義務付けてはいない。

地方公共団体においては、法第5条の規定を踏まえ、公共サービスの受益者である住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、官民競争入札又は民間競争入札を実施することが期待される。

法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、前記第2の1及び2を踏まえることが必要である。

地方公共団体等(地方三公社、地方独立行政法人を含む。)の官民競争入札又は民間競争入札の実施を阻害している法令がある場合には、地方公共団体は、法第7条第5項の規定に基づく意見聴取の手続において、積極的な提案等が期待される。

また、地方公共団体の自主的・主体的な取組に資するよう、国は、地方公共団体における官民競争入札又は民間競争入札の実施状況に関し、法第8条の規定に基づく実施方針の策定状況、先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表するものとする。

なお、法令の特例を講ずる必要のない業務については、地方公共団体は、法の定める手続によらず、地方自治法に基づき、自ら所要の規則等を定めることにより、官民競争入札又は民間競争入札を実施することができる。

その場合、法の定める手続や前記第2の1及び2を参考にしつつ、競争の導入による公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれる。

(2) 「合議制の機関」の設置

地方公共団体は、法に基づき特定公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、条例により公共サービスに関して優れた識見を有する者によって構成された審議会その他の合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）を設置する必要がある（法第47条）。

合議制の機関は、国における監理委員会に相当する機関であり、実施要項の策定、官民競争入札の落札者に係る評価の実施及び落札事業者との契約の変更等、あらゆるプロセスにおいてこの合議制の機関の議を経ることにより、制度の透明性、中立性及び公正性の確保を図ることを目的とするものである。

合議制の機関については、新たに設置することも可能であるが、同種の機能を持った審議会を活用する方法等も考えられる。

4 官民競争入札等監理委員会

監理委員会は、競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために設置されるものであり、法の基本理念の具体化に向けて重要な役割を担う組織である。法においては、

内閣総理大臣による基本方針の案の策定

国の行政機関等の長等による実施要項の策定

国の行政機関等の長等による官民競争入札の落札者の決定に係る評価等の過程において、監理委員会の議を経るものとされている。

監理委員会は、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、公正中立な視点に立って審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページ等により広く公表するものとする。また、監理委員会は、審議の過程において、国の行政機関等との議論や民間事業者や地方公共団体等から意見を聴く機会を持つこと等により、公共サービスの改革に向けて幅広く検討すること等を通じ、積極的・能動的な審議を行うものとする。

5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し

(1) 評価の位置付け

競争の導入による公共サービスの改革を不断に進めるためには、これまでの対象公共サービスの実施状況を十分に検討した上で、実施期間の終了後の対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが重要である。

法第7条第8項の規定に基づき、内閣総理大臣は、対象公共サービスの実施状況（目的の達成の程度その他の対象公共サービスの質及び経費に係る状況）を踏まえ、対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「評価」という。）を行った上で、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、基本方針を変更する。

(2) 評価の手続

評価は、対象公共サービスの実施期間終了時から開始するのではなく、当該実施期間終了時において、速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札又は民間競争入札を実施することができるよう、適切な時期から開始することを原則とする。

具体的には、以下の手続により実施する。

対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、下記(3)ア及びイに掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。

により提出された情報を踏まえ、内閣総理大臣は、評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。

内閣総理大臣は、評価案について、監理委員会の議を経た上で、評価を確定する。

確定した評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、変更する。

(3) 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の評価は、以下のア・イの観点から行う。

その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

ア 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等が実施する対象公共サービスの利用状況調査等を通じて、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無等を検証した上で、当該対象公共サービスの在り方について整理する。

イ 対象公共サービスの実施内容に関する評価

これまでの対象公共サービスの実施状況（対象公共サービスの質及び経費。以下同じ）について、対象公共サービスの実施状況が、契約内容（実施体制及び実施方法並びに経費）に記載されている内容以上の効果を上げているか否か、

対象公共サービスの実施状況と実施要項において情報開示されている従来の実施状況（経費、人員、施設設備及び目的の達成の程度）等を比較考量することや、民間事業者が落札し、業務を実施している場合の対象公共サービスの実施状況と国が直轄で実施する同様の業務の実施状況（当該業務の質及び経費）を比較考量すること等により、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の観点から効果を上げているか否か

等を明らかにし、その要因を把握した上で、一層の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、対象公共サービスの実施地域・地点の拡大、対象公共サービスの範囲の拡大、確保すべき対象公共サービスの質の内容の再設定、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を得る。

(4) 基本方針の見直し等

上記(3)を踏まえ、基本方針を見直し、再度、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合等には、必要に応じ、基本方針を変更するとともに、新たな実施要項を策定するものとする。

6 公務員の処遇

官民競争入札又は民間競争入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。各任命権者は、職員の不安やこれによる士気の低下を来さないよう、責任を持って円滑な配置転換に取り組むものとする。

官民競争入札又は民間競争入札の実施に伴って、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に定める定員の純減目標の見直しが行われ、定員の減少の結果、当該部門内で配置転換を行ってもなお職員数が定員を上回ることとなる場合には、「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（同）に定める配置転換、採用抑制等の仕組みを活用する。

また、任命権者の要請に応じて国家公務員を退職し、落札事業者の下で業務に従事した者が、再び職員に採用されることを希望する場合には、任命権者は、その者の退職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する。

7 制度の活用に向けた取組

国は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体、民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める。

あわせて、国は、国民、民間事業者、地方公共団体等に対して、法の基本理念や制度の具体的な仕組み等について広報・啓発、情報提供を行うとともに、諸外国における関連制度の動向等を含めた調査研究を行う。

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的か

つ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

別表 市町村関連業務

平成21年7月10日 閣議決定

11. 徴収関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方の検討	公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討する。	内閣府及び関係府省

13. その他

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1) 地方公共団体が実施する業務への官民競争入札等の活用に関する検討	地方公共団体が実施する業務については、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費に削減の一層の推進を図る観点から、法に基づく官民競争入札等を活用することにつき、検討を行う。	内閣府及び関係府省
(2) その他官民競争入札等の導入等に向けた取組等	これまで提出された民間事業者等からの提案のうち、実現できていないものについても、引き続き、法に基づく廃止又は官民競争入札若しくは民間競争入札の対象とすることにつき、検討を行う。 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨、文化芸術や科学技術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、法に規定する手続きに従い、慎重かつ適切に対応する。	内閣府及び関係府省

(参考) 措置済み事項

5. 窓口関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等	措置の概要
(3) 住民異動届に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民異動届に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省	平成20年1月17日付通知発出
(4) 住民票の写し等の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省	平成20年1月17日付通知発出

(5)戸籍の附票の写しの交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく戸籍の付票の写しの交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に告知する。	内閣府及び 総務省	平成20年1月 17日付通知 発出
(6)印鑑登録申請に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、印鑑登録申請に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に告知する。	内閣府及び 総務省	平成20年1月 17日付通知 発出
(7)印鑑登録証明書の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、印鑑登録証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に告知する。	内閣府及び 総務省	平成20年1月 17日付通知 発出
(8)住居表示証明書の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住居表示証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に告知する。	内閣府及び 総務省	平成20年1月 17日付通知 発出
(9)地方税去に基づく納税証明書の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、地方税去に基づく納税証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に告知する。	内閣府及び 総務省	平成20年1月 17日付通知 発出
(10)戸籍の届出に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、戸籍去に基づく戸籍の届出に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に告知する。	内閣府及び 法務省	平成20年1月 17日付通知 発出
(11)戸籍謄少本等の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、戸籍去に基づく戸籍謄少本等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に告知する。	内閣府及び 法務省	平成20年1月 17日付通知 発出
(12)外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、外国人登録去に基づく外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に告知する。	内閣府及び 法務省	平成20年1月 17日付通知 発出

(13)転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、学校教育法施行令に基づく転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務(教育委員会から市町村に事務委任されている場合)に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に歌叩する。	内閣府及び文部科学省	平成20年1月17日付通知 発出
(14)国民健康保険関係の窓口業務	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)関係の一定の各種届出・申請の受付業務及び各種文書の引渡業務等について、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、監理委員会と密接に連携しつつ、平成18年度中に講じる。	厚生労働省	平成19年3月28日付通知 発出
(15)埋葬・火葬許可に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬・火葬許可に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に歌叩する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(16)国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、国民健康保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に歌叩する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(17)老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、老人保健法に基づく各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に歌叩する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(18)介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、介護保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に歌叩する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(19)国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、国民年金法に基づく国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に歌叩する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(20)妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、母子保健法に基づく妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出

務	業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。		
(21)飼、犬の登録に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、狂犬病予防法に基づく飼、犬の登録に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(22)狂犬病予防注射済票の交付業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射済票の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(23)児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、児童手当法に基づく各種請求書・届出書の受付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(24)精神障害者保健福祉手帳の交付業務(市町村の経由事務)	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(25)身体障害者手帳の交付業務(市町村の経由事務)	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(26)療育手帳の交付業務(市町村の経由事務)	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、療育手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び厚生労働省	平成20年1月17日付通知 発出
(27)自動車運転免許に関する業務	市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、道路運送車両法に基づく自動車運転免許に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び国土交通省	平成20年1月17日付通知 発出

6. 徴収関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等	措置の概要
(1) 地方税徴収業務に関する措置	地方税の徴収業務について、平成18年度中に先進的な取組事例を地方公共団体に周知するなど、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進する。	総務省	平成19年3月27日付通知 発出
(2) 地方公共団体が設置する病院の医療未収金の徴収業務	総務省で策定した「公立病院改革ガイドライン」の自治体病院の経営の効率化との観点を踏まえ、地方公共団体において実施する病院の医療未収金の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、全国の先進的な取組事例を周知するなど、平成19年度中に必要な措置を講じる。	総務省	平成20年3月31日付通知 発出
(5) 国民健康保険料等の徴収業務に関する措置	地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、平成18年度中に必要な措置を講じる。	厚生労働省	平成19年3月28日付通知 発出
(6) 公営住宅の滞納家賃の徴収業務	地方公共団体において実施する公営住宅の滞納家賃の徴収業務のうち、電話、文書による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体において費用対効果、個人情報保護の観点から十分検討したうえで、その判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、公営住宅に関する先進的な取組事例の調査を行った上で、平成19年中に当該先進事例を地方公共団体に周知する。	国土交通省	平成19年12月27日付通知 発出

市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する 官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に 委託することが可能な業務の範囲等について

平成20年1月17日
内閣府 公共サービス改革推進室

内閣府官民競争入札等監理委員会等においては、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成19年10月26日閣議決定）を踏まえ、市町村の出張所及び連絡所等の窓口業務（法令に基づく申請等の受付その他処理に関する業務をいい、以下「市町村の窓口業務」という。）に関し、各地方公共団体の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について、制度を所管する関係省に対し、自主的・積極的な検討を求め、協議してきたところです。

この結果、12月24日に改定された「公共サービス改革基本方針」において、「官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とされました。

上記閣議決定に基づき、関係省との協議の結果を以下のとおりまとめましたので、以下掲載します。

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- ・ 別紙は、市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業務の範囲等についての関係省の見解が示されたものです。
- ・ 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当する業務について整理されています。

2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

以下は窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の共通的な留意事項として示されたものです。

（1）市町村の適切な管理

- ・ 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。
- ・ また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿（住民基本台帳、戸籍簿、学齢簿、犬登録原簿等）の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実に行ってください。
- ・ なお、窓口業務の処理に関し、申請者等の住所等を確認するために住民基本台帳情報を使用し、又は処理のためのシステムを操作する場合に、受託した民間事業者にこれらを取り扱わせることは必ずしも否定されませんが、同様に市町村の適切な管理の確保に留意してください。
- ・ 市町村職員が委託先職員に指揮命令して業務の処理を行わせたと認められる場合には契約形態にかかわらず労働者派遣にあたり、労働者派遣法に従わなければなりませんのでご注意ください。

（2）個人情報の保護

窓口業務の実施にあたっては住民に関する各種個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条

例の規定に受託した民間事業者及びその従業員を追加し、罰則規定の対象とするなどの整備を行う必要があるほか、当該業務の内容に応じた情報の取扱いの方法等を定めた実施要領の策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、個人情報保護に対する特段の配慮をお願いします。

（３）公共サービス改革法の規定との関係

【公共サービス改革法第34条（特定公共サービス）について】

公共サービス改革法第34条の規定については、官署内に市町村職員が常駐しない事例も想定した上で、民間事業者に同条第1項各号の証明書等交付業務を委託により取り扱わせる場合の特例として定めているものであり、この規定に基づいて民間事業者が取り扱える業務の範囲は、本人請求等の「受付」と当該請求にかかる証明書等の「引渡し」の業務に限られるのは、従前のとおりです。

当該業務について同法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施して民間事業者に業務を委託した場合は、同法におけるみなし公務員規定その他の規定も適用されます。

【今回の市町村の適切な管理における民間事業者への委託について】

今回整理された業務については、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各市町村が地域の実情に応じて条例等で手続を整備することにより、官民競争入札又は民間競争入札等を実施することが可能ですが、現行法の範囲内で行うものについては、同法の規定は適用されませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

問い合わせ内容	所管部署名	電話番号
全般に関する事項	内閣府公共サービス改革推進室	03-5501-1657
総務省の所管事項	総務省自治行政局自治政策課 H.20.1.29 より問い合わせ先を変更	03-5253-5523
法務省の所管事項	法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	03-3592-7007
文部科学省の所管事項	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室	03-6734-2007
厚生労働省の所管事項	厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室	03-5253-1111 (7789)
国土交通省の所管事項	国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課	03-5253-8588

(別紙)

**市町村の適切な管理のもと
市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務**

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
住民異動届	1 住民異動届の受付に関する業務 ・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 住民票の記載に関する業務 ・住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 転出証明書の作成に関する業務 ・転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 転出証明書の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。	総務省
住民票の写し等の交付	1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者(自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者)からの請求の受付も含む。 2 住民票の写し等の作成に関する業務 ・住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 住民票の写し等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。	総務省
戸籍の附票の写しの交付	1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者(自己又は自己と同一世帯に属する者以外の者)からの請求の受付も含む。 2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務 ・戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍の附票の写しの引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務	総務省
地方税法に基づく納税証明書の交付	以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと(庁舎内)において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 ・証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。	総務省

戸籍の届出	<p>1 戸籍の各届出の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の確認、届書の記載事項、添付書類の確認 <p>2 戸籍の記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	法務省
戸籍謄抄本等の交付	<p>1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者(本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者)からの請求の受付も含む。 <p>2 戸籍謄抄本等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 戸籍謄抄本等の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	法務省
外国人登録原票記載事項証明書等の交付	<p>1 外国人登録原票記載事項証明書等の交付請求の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外(代理人及び同居の親族)からの請求の受付も含む。 <p>2 外国人登録原票記載事項証明書等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録原票記載事項証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 外国人登録原票記載事項証明書等の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>1～4の業務に関し、外国人登録原票記載事項証明書の作成に必要な基本的項目(「氏名」、「出生の年月日」、「男女の別」、「国籍」、「在留の資格」、「在留期間」、「居住地」、「世帯主の氏名」及び「世帯主の続柄」)に限り民間事業者の取扱いを可能とする。</p> <p>なお、個別の事案について、本件取扱いに対し更に助言を必要とする場合には、法務省入国管理局登録管理官に助言を求めることとして差し支えない。</p>	法務省
転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知(教育委員会から市町村に事務委任されている場合)	<p>1 学齢簿への記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	文部科学省
埋葬・火葬許可	<p>1 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 <p>2 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 埋葬・火葬許可証の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	厚生労働省
国民健康保険	<p>1 各種届出書・申請書の受付</p>	厚生労働省

<p>関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 被保険者台帳等への記載に関する業務 ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 被保険者証等の作成に関する業務 ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 被保険者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月28日付け老介発第0328001号・保国発第0328002号厚生労働省老健局介護保険課長及び保険局国民健康保険課長連名通知)においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれによりお知らせしたい。 	<p>働省</p>
<p>老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 受給者台帳等への記載に関する業務 ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 受給者証等の作成に関する業務 ・受給者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 受給者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービス改革基本方針」の改定(老人医療関係の窓口業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月30日付け保総発第0330007号厚生労働省保険局総務課長通知)においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれによりお知らせしたい。 	<p>厚生労働省</p>
<p>介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 被保険者台帳等への記載に関する業務 ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末への入出力の操作を含む。 3 被保険者証等の作成に関する業務 ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 被保険者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について別途お示しする予定であるので、詳細はこれによりお知らせしたい。 	<p>厚生労働省</p>
<p>国民年金被保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 届出書の受付に関する業務 	<p>厚生労働省</p>

険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 受付処理簿に記載する業務 ・受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 届出書の報告・送付に関する業務 ・届出書の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	働省
妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 1 妊娠届の受付に関する業務 ・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認 2 母子健康手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <li style="color: red;">母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。 	厚生労働省
飼い犬の登録	<ul style="list-style-type: none"> 1 飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項の確認 2 原簿への記載 ・原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 犬鑑札の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省
狂犬病予防注射済票の交付	<ul style="list-style-type: none"> 1 狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務 ・狂犬病予防注射済証等の確認（交付及び再交付に際し、申請書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確認を含む。） 2 狂犬病予防注射済票の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省
児童手当の各種請求書・届出書の受付	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務 ・請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 2 受給者台帳等への記載に関する業務 ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 通知書等の作成に関する業務 ・認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力を含む。 4 通知書等の送付に関する業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付（市町村の経由事務）	<ul style="list-style-type: none"> 1 精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <li style="color: red;">精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を経由して行うこととされている。 	厚生労働省
身体障害者福祉法に基づく	<ul style="list-style-type: none"> 1 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 	厚生労働省

<p>身体障害者手帳の交付（市町村の經由事務）</p>	<p>・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 身体障害者手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 身体障害者手帳の交付は、都道府県（指定都市及び中核市）の事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令第4条に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p>	
<p>療育手帳の交付（市町村の經由事務）</p>	<p>1 療育手帳交付申請書の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 療育手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 療育手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>自動車臨時運行許可</p>	<p>1 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 2 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務 ・自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業務 4 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務 5 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合における督促に関する業務 ・電話等による催告業務 6 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	<p>国土交通省</p>

（注）印鑑登録、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用にあたっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。（総務省）

資料6-4

住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者¹に委託することができる業務の範囲について

平成20年3月31日
総務省自治行政局市町村課長
自治行政局自治政策課長
自治税務局企画課長

総務省においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付け総行整第11号総務事務次官から各都道府県知事及び各政令指定都市長あて通知)及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成18年8月31日付け総行整第24号総務事務次官から各都道府県知事及び各政令指定都市長あて通知)により、当該指針を参考として、積極的な行政改革に努めるよう助言を行っているところです。

これらの通知を踏まえ、各地方公共団体が処理する各種業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付や地方税法に基づく納税証明書の交付等の窓口業務については、各地方公共団体において、地域の実情に応じ、非常勤職員等の多様な任用・勤務形態の活用や民間委託の活用により効率的な業務運営に取り組まれているところですが、この度、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、上記窓口関連業務のうち、関係法令の規定に照らして民間委託が可能な業務の範囲について、下記のとおり整理しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき助言します。

今後は、本通知の内容に沿って、市区町村の判断に基づき民間委託を活用されるようお願いいたします。
各都道府県におかれては、貴管内市区町村に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 一般的な事項について

(1) 市町村は、住民基本台帳関係の事務等に係る窓口業務を処理するに際して、請求や申出に対する交付・不交付の決定や請求・届出内容等に対する審査そのものについては、市町村職員が自ら行う必要があること。これら以外の業務については、市町村の適切な管理下にある状況にあれば、民間事業者¹に委託して取り扱わせることができること。

なお、その際に、個人情報の取扱いについては、十分な留意が必要であること(後記3を参照)

(2) 民間事業者の取扱いが可能となる「市町村の適切な管理下」とは、例えば、民間事業者が、市町村の事務所内において、窓口における住民等に対する対応や関係する一連の業務を行うに際して、同一の室内に民間事業者の従業員の業務処理を視認できる態様で、市町村職員が常駐(あるいは共同で事務処理に従事)するような場合が該当すること。この場合、住民票の写し等の請求や申出に対する交付の審査や交付・不交付の決定は、当該市町村職員が行う必要があること。民間事業者の従業員があらかじめ予備的に行った行為について、市町村職員が最終的な判断を行うような処理方法も認められること。また、不測の事態等、通常一般の業務処理の内容を超える場合には、当該職員自らが臨機適切な意思決定を行い、必要な対応を講じられる体制をとること。

(3) 市町村が民間事業者に委託して業務を取り扱わせる場合、民法上の請負契約を締結することが通例であるが、請負契約については、請け負う民間事業者の側で、自己の従業員を自らの指揮監督の下に置いて、自己の責任で業務を遂行するものであること。したがって、個々の業務遂行に当たって、市町村職員が民間事業者の従業員に対して、労務上の指揮命令を行うことはできないので十分留意すること。

これらにかんがみ、民間事業者との間の契約において、民間事業者が取り扱う業務の範囲を明確にした上で、それら以外の業務は、市町村職員が処理することとし、業務上の役割分担をはっきりさせること。また、市町村の側から、民間事業者に対して必要な指示を行う場合においては、発注者として契約の履行内容を確保する観点から民間事業者の管理責任者に対する指示をするにとどまることに留意すること。

(4) 窓口業務を民間事業者に取り扱わせる場合にあっても、住民基本台帳等の台帳そのものについて、適正な内容の維持・保全を図る責任は、なお、市町村にあること。

2 取り扱い可能な個別具体の業務

民間事業者が取り扱うことができる業務として、具体的には、おおむね以下の業務が挙げられること。

(1) 住民票の写し等の交付について

住民票の写し等の交付請求（申出）の受付に関する業務

- ・ 請求（申出）者が、法令上、請求（申出）することができる者であるかどうか形式的な確認を行うこと。
- ・ 請求（申出）書に記載された事項が、法令上、必要な内容を満たしているかどうかの確認を行うこと。この場合、内容が不十分なときは、適宜加筆、修正等を求めること。
- ・ 請求（申出）に際して必要な添付書類が添付されているかどうかの確認を行うこと。この場合、添付書類が不足又は不相当なときは、適宜追完、差替え等を求めること。
- ・ 請求（申出）の任に当たっている者が本人であるかどうか確認するための資料を提示し、若しくは提出させること。また、本人であることを説明させる方法その他の適宜の方法により、本人であるかどうか確認するための判断材料を収集すること。
- ・ 請求（申出）の任に当たっている者が代理人等である場合、その者が正当に代理権等を有しているかどうか、確認するための委任状等を提示し、若しくは提出させること。また、適宜の方法により、代理権等を有しているかどうか確認するための判断材料を収集すること。
- ・ 第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの申出に際して行われる受付に関する上記の業務も含むこと。

住民票の写し等の作成に関する業務

市町村職員による住民票の写し等の交付の決定を受けて、現に請求（申出）者に交付する住民票の写し等の書類を作成すること。（端末の入出力の操作を含む。）

住民票の写し等の引渡し業務

作成された住民票の写し等の書類を、窓口において、請求（申出）の任に当たっている者に対して、手交すること。

住民票の写し等を郵便等により送付する場合の発送業務

作成された住民票の写し等の書類を郵便等により請求（申出）者に対して送付する場合において、

発送のための一連の業務を行うこと。

交付手数料の徴収及び収納に関する業務（注）

請求（申出）者が支払うべき交付手数料の徴収及び収納を行うこと。

その他窓口業務遂行に関連する補助的業務

（注）交付手数料の徴収及び収納事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、民間事業者に委託することができる。

（2）住民異動届について

住民異動届の受付に関する業務

- ・届出者が、法令上、届出をすることができる者であるかどうか確認を行うこと。
- ・届出書に記載された事項が、法令上、必要な内容を満たしているかどうかの確認を行うこと。この場合、内容が不十分なときは、適宜加筆、修正等を求めること。
- ・届出に際して必要な添付書類が添付されているかどうかの確認を行うこと。この場合、添付書類が不足又は不適當なときは、適宜追完、差替え等を求めること。
- ・届出の任に当たっている者が本人であるかどうか確認するための資料を提示し、若しくは提出させること。また、本人であることを説明させる方法その他の適宜の方法により、本人であるかどうか確認するための判断材料を収集すること。
- ・届出の任にあたっている者が代理人等である場合、その者が正当に代理権限等を有しているかどうか、確認するための委任状等を提示し、若しくは提出させること。また、適宜の方法により、代理権限等を有しているかどうか確認するための判断材料を収集すること。

住民票への記載に関する業務

市町村職員による住民異動届に関する判断を受けて、異動内容を住民票に記載すること。（端末の入出力の操作を含む。）

転出証明書の作成に関する業務

市町村職員による住民異動届に関する判断を受けて、現に届出者に交付する転出証明書の書類を作成すること。（端末の入出力の操作を含む。）

転出証明書の引渡し業務

作成された転出証明書の書類を、窓口において、届出に任に当たっている者に対して、手交すること。

その他窓口業務遂行に関連する補助的業務

（3）戸籍の附票の写しの交付等について

戸籍の附票の写しの交付については、（1）と同様に考えられること。また、印鑑登録申請、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付に関する業務についても、（1）又は（2）と同様に考えられること。

（4）納税証明書の交付について

納税証明書の交付請求の受付に関する業務

- ・請求者が、法令上、請求することができる者であるかどうか形式的な確認を行うこと。
- ・請求書に記載された事項が、法令上、必要な内容を満たしているかどうかの確認を行うこと。この場合、内容が不十分なときは、適宜加筆、修正等を求めること。

納税証明書の作成に関する業務

市町村職員による納税証明書の交付の決定を受けて、現に請求者に交付する納税証明書の書類を作成すること。(端末の入出力の操作を含む。)

納税証明書の引渡し業務

作成された納税証明書の書類を、窓口において、請求の任に当たっている者に対して、手交すること。

交付手数料の徴収及び収納に関する業務(注)

請求者が支払うべき交付手数料の徴収及び収納を行うこと。

その他窓口業務遂行に関連する補助的業務

(注) 交付手数料の徴収及び収納事務については、地方自治法施行令第 158 条の規定により、民間事業者に委託することができる。

3 個人情報保護の取扱い

(1) 2に揚げる窓口業務の実施に当たっては、住民に関する個人情報を取り扱うこととなることから、市町村の個人情報保護条例に、受託した民間事業者及びその従業員に対する規制を追加し、罰則の対象とするなどの必要な規定整備を行うこと。また、当該委託業務の内容に応じた情報の取扱方法等を定めた実施要領の策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限を実施し、委託契約に盛り込んだ上、民間事業者に遵守させるなど、個人情報保護に対する十分な配慮が必要であること。

(2) 住民基本台帳関係の事務に関して、住民票の写し等の作成、住民異動届の受付、登録に関する端末入力、転出証明書の交付その他の処理に際し、請求者・届出者等の住所等を確認するために、住民基本台帳情報を使用し、又は請求・届出等に係る業務を処理するためのシステムを操作する必要があるときは、委託先の民間事業者の従業員であっても、当該システムを操作することができること。

この場合、当該システムの操作に当たっては、パスワード、識別カード又はこれらと同等以上のものと認められる方法によりシステムを操作する者の資格の確認を行うこと。また、システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、法令を遵守していることを監査する等、民間事業者の従業員による利用の正当性について、定期又は必要に応じて随時に確認すること。

なお、住民基本台帳関係の事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関しては、コミュニケーションサーバ端末の操作は、認められないこと。

4 その他

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。)第 34 条の規定は、民間事業者が、市町村の事務所外において、「市町村の適切な管理下でない状況」であっても適正な手続を踏み、一定の条件の下であれば、証明書交付に係る業務の処理を行える旨定めたものであること。

したがって、本通知での整理が適用される業務とは、法的な位置付けは異なるものの、公共サービス改革法の当該規定に基づくことによっても、民間事業者は、請求等の「受け」と当該請求等に係る証明書等の「引渡し」業務を行うことができること。



平成 21 年 10 月 1 日 ~ 30 日 パブリック・コメント実施
平成 22 年 1 月 13 日 庁議決定



アウトソーシング基本方針

平成 22 年 1 月

編集・発行 国分寺市 政策部 政策経営課

国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地 1 電話 042-325-0111 内線 404

F A X 042-325-1380